

土木工事標準積算基準書

令和7年10月

令和8年5月 一部改定（第1回）

山梨県県土整備部

所属	
氏名	

土木工事標準積算基準書 一部改正 新旧対照表

工種	総則
----	----

改正理由	一部改正	現 行	改 正	備 考																																						
		<p>2 付 加 利 益</p> <p>(1) 法人税、都道府県民税、市町村民税等</p> <p>(2) 株主配当金</p> <p>(3) 役員賞与（損金算入分を除く）</p> <p>(4) 内部留保金</p> <p>(5) 支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外費用</p> <p>3 一般管理費等の算定</p> <p>一般管理費等は、1及び2の額の合計額とし、別表第1の工事原価ごとに求めた一般管理費等率を当該工事原価に乗じて得た額の範囲内とする。</p> <p>一般管理費等＝工事原価×一般管理費等率（Gp）</p> <p>なお、一般管理費等の算定上、対象とする工事原価については、「第2章 ②間接工事費 2. 共通仮設費（2）算定方法 1）率計算による部分の（ニ）」及び「第2章 ②間接工事費 2. 共通仮設費（2）算定方法 5）間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。</p> <p>4 一般管理費等率の補正</p> <p>(1) 前払金の保証がある工事において、以下の事項に該当する場合に補正を行う。なお、前払金の保証がない工事は、一般管理費等の補正の対象外である。</p> <p>1) 前払金支出割合の相違による取扱い</p> <p>前払金支出割合が35%以下の場合の一般管理費等率は、別表第2の前払金支出割合区分ごとに定める補正係数を別表第1で算定した一般管理費等率に乗じて得た率とする。</p> <p>2) 契約の保証に必要な費用の取扱い</p> <p>前払金支出割合の相違による補正までを行った値に、別表第3の補正値を加算したものを一般管理費等とする。</p> <p>(2) 支給品等の取扱い</p> <p>資材等を支給するときは、当該支給品費は一般管理費等算定の基礎となる工事原価に含めないものとする。</p> <p>(3) 自社製品の取扱い（プレアン桁、組立式橋梁、規格ゲート、標識等を製作専門メーカーに発注する場合）について</p> <p>自社製品であっても、他社製品と同様に一般管理費等の対象とする。</p> <p>別表第1 一般管理費等率</p> <p>(1) 前払金支出割合が35%を超え40%以下の場合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>工 事 原 価</th> <th>500万円以下</th> <th>500万円を超え30億円以下</th> <th>30億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <td>一般管理費等率</td> <td>23.67%</td> <td>一般管理費等率算定式により算出された率</td> <td>9.74%</td> </tr> </table> <p>(2) 算定式</p> <p>〔一般管理費等率算定式〕</p> $Gp = -4.97802 \times \text{LOG}(Cp) + 56.92101 \text{ (\%)}$ <p>ただし、Gp：一般管理費等率（%） Cp：工事原価（円）</p> <p>(注) 1. Gpの値は、小数第3位を四捨五入して第2位とする。 2. 対象とする工事原価については、「第2章 ②間接工事費 2. 共通仮設費（2）算定方法 1）率計算による部分の（ニ）」及び「第2章 ②間接工事費 2. 共通仮設費（2）算定方法 5）間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。</p> <p>別表第2 一般管理費等率の補正</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>前払金支出割合区分</th> <th>0%から5%以下</th> <th>5%を超え15%以下</th> <th>15%を超え25%以下</th> <th>25%を超え35%以下</th> </tr> <tr> <td>補 正 係 数</td> <td>1.05</td> <td>1.04</td> <td>1.03</td> <td>1.01</td> </tr> </table> <p>(注) 別表第1で求めた一般管理費等率に当該補正係数を乗じて得た率は、小数第3位を四捨五入して第2位とする。</p> <p>別表第3 契約保証に係る一般管理費等率の補正</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2">保 証 の 方 法</th> <th>補正値(%)</th> </tr> <tr> <td colspan="2">ケース1：発注者が金銭的保証を必要とする場合（工事請負契約書第4条を採用する場合）。</td> <td>0.04</td> </tr> <tr> <td colspan="2">ケース2：発注者が役務的保証を必要とする場合。</td> <td>0.09</td> </tr> <tr> <td colspan="2">ケース3：ケース1及び2以外の場合。</td> <td>補正しない</td> </tr> </table> <p>(注) 1. ケース3の具体例は以下のとおり。 予算決算及び会計令第100条の2第1項第1号の規定により工事請負契約書の作成を省略できる工事請負契約である場合 2. 契約保証費を計上する場合は、原則として当初契約の積算に見込むものとする。</p>	工 事 原 価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの	一般管理費等率	23.67%	一般管理費等率算定式により算出された率	9.74%	前払金支出割合区分	0%から5%以下	5%を超え15%以下	15%を超え25%以下	25%を超え35%以下	補 正 係 数	1.05	1.04	1.03	1.01	保 証 の 方 法		補正値(%)	ケース1：発注者が金銭的保証を必要とする場合（工事請負契約書第4条を採用する場合）。		0.04	ケース2：発注者が役務的保証を必要とする場合。		0.09	ケース3：ケース1及び2以外の場合。		補正しない	<p>現行どおり</p> <p>4. 一般管理費等率の補正</p> <p>(1) 前払金の保証がある工事において、以下の事項に該当する場合に補正を行う。なお、前払金の保証がない工事は、一般管理費等の補正の対象外である。</p> <p>+ 前払金支出割合の相違による取扱い</p> <p>前払金支出割合が35%以下の場合の一般管理費等率は、別表第2の前払金支出割合区分ごとに定める補正係数を別表第1で算定した一般管理費等率に乗じて得た率とする。なお、前払金の保証がない工事は、本補正の対象外である。</p> <p>(2) 契約の保証に必要な費用の取扱い</p> <p>前払金支出割合の相違による補正までを行った値に、別表第3の補正値を加算したものを一般管理費等とする。</p> <p>別表第3の保証の方法ごとに定める補正値を別表第1で算定した一般管理費等率に加算して得た率とする。ただし、(1)の補正を行った場合は、その率に、別表第3の補正値を加算して得た率とする。</p> <p>(3) 支給品等の取扱い</p> <p>資材等を支給するときは、当該支給品費は一般管理費等算定の基礎となる工事原価に含めないものとする。</p> <p>(4) 自社製品の取扱い（プレアン桁、組立式橋梁、規格ゲート、標識等を製作専門メーカーに発注する場合）について</p> <p>自社製品であっても、他社製品と同様に一般管理費等の対象とする。</p> <p>別表第1 一般管理費等率</p> <p>(1) 前払金支出割合が35%を超え40%以下の場合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>工 事 原 価</th> <th>500万円以下</th> <th>500万円を超え30億円以下</th> <th>30億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <td>一般管理費等率</td> <td>26.13%</td> <td>一般管理費等率算定式により算出された率</td> <td>10.63%</td> </tr> </table> <p>(2) 算定式</p> <p>〔一般管理費等率算定式〕</p> $Gp = -5.21826 \times \text{LOG}(Cp) + 60.08343 \text{ (\%)}$ <p>ただし、Gp：一般管理費等率（%） Cp：工事原価（円）</p> <p>(注) 1. Gpの値は、小数第3位を四捨五入して第2位とする。 2. 対象とする工事原価については、「第2章 ②間接工事費 2. 共通仮設費（2）算定方法 1）率計算による部分の（ニ）」及び「第2章 ②間接工事費 2. 共通仮設費（2）算定方法 5）間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。</p>	工 事 原 価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの	一般管理費等率	26.13%	一般管理費等率算定式により算出された率	10.63%	<p>記載の変更</p>
工 事 原 価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの																																							
一般管理費等率	23.67%	一般管理費等率算定式により算出された率	9.74%																																							
前払金支出割合区分	0%から5%以下	5%を超え15%以下	15%を超え25%以下	25%を超え35%以下																																						
補 正 係 数	1.05	1.04	1.03	1.01																																						
保 証 の 方 法		補正値(%)																																								
ケース1：発注者が金銭的保証を必要とする場合（工事請負契約書第4条を採用する場合）。		0.04																																								
ケース2：発注者が役務的保証を必要とする場合。		0.09																																								
ケース3：ケース1及び2以外の場合。		補正しない																																								
工 事 原 価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの																																							
一般管理費等率	26.13%	一般管理費等率算定式により算出された率	10.63%																																							
		I-3-①-2	<p>現行どおり</p> <p style="text-align: center;">I-3-①-2</p>																																							

土木工事標準積算基準書 一部改正 新旧対照表

工種	総則
----	----

改正理由	一部改正	現 行	改 正	備 考																					
	第 9 章 土木請負工事における現場環境改善費の積算	第 9 章 土木請負工事における現場環境改善費の積算	第 9 章 土木請負工事における現場環境改善費の積算																						
	<p>① 土木請負工事における現場環境改善費の積算</p> <p>1. 対象となる内容は次のとおりとする。 工事に伴い実施する現場環境改善（仮設備関係、営繕関係、安全関係）及び地域連携に関するものを対象とする。</p> <p>2. 適用の範囲 周辺住民の生活環境への配慮及び一般住民への建設事業の広報活動、現場労働者の作業環境の改善を行うために実施するもので、原則、すべての屋外工事を対象とする。</p> <p>3. 積算方法 (1) 現場環境改善費の積算は、以下の方法により行うものとする。ただし、標準的な現場環境改善を行う場合は率計上とし、特別な内容を実施する場合は積上げ計上とする。</p> <p>イ. 積算方法は以下のとおりとし、現場環境改善費に計上するものとする。 $K = i \cdot P_i + \alpha$ ただし K：現場環境改善費（単位：円、1000 円未満切り捨て） i：現場環境改善費率（単位：％、小数第 3 位四捨五入 2 位止め） P_i：対象額（直接工事費（処分費等を除く共通仮設費対象分）＋支給品費（共通仮設費対象分）＋無償貸付機械等評価額） なお、対象額が 5 億円を超える場合は 5 億円とする。 α：積上げ計上分（単位：円、1000 円未満切り捨て）</p>	<p>① 土木請負工事における現場環境改善費の積算</p> <p>1. 対象となる内容は次のとおりとする。 工事に伴い実施する現場環境改善（仮設備関係、営繕関係、安全関係）及び地域連携に関するものを対象とする。</p> <p>2. 適用の範囲 周辺住民の生活環境への配慮及び一般住民への建設事業の広報活動、現場労働者の作業環境の改善を行うために実施するもので、原則、すべての屋外工事を対象とする。</p> <p>3. 積算方法 (1) 現場環境改善費の積算は、以下の方法により行うものとする。ただし、標準的な現場環境改善を行う場合は率計上とし、特別な内容を実施する場合は積上げ計上とする。</p> <p>イ. 積算方法は以下のとおりとし、現場環境改善費に計上するものとする。 $K = i \cdot P_i + \alpha$ ただし K：現場環境改善費（単位：円、1000 円未満切り捨て） i：現場環境改善費率（単位：％、小数第 3 位四捨五入 2 位止め） P_i：対象額（直接工事費（処分費等を除く共通仮設費対象分）＋支給品費（共通仮設費対象分）＋無償貸付機械等評価額） なお、対象額が 5 億円を超える場合は 5 億円とする。 α：積上げ計上分（単位：円、1000 円未満切り捨て）</p>	記載の変更																						
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象額：P_i</th> <th colspan="2">現場環境改善費率：i (%)</th> </tr> <tr> <th>市街地</th> <th>左記以外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>直接工事費(処分費等を除く) ＋ 支給品費</td> <td>5 億円以下の場合 i = 56.6・P_i^{-0.174}</td> <td>i = 39.9・P_i^{-0.201}</td> </tr> <tr> <td>＋ 無償貸付機械等評価額</td> <td>5 億円を超える場合 1.73</td> <td>0.71</td> </tr> </tbody> </table> <p>ロ. 率に計上されるものは、別表-1 の内容のうち原則として各計上費目（現場環境改善のうち仮設備関係、営繕関係、安全関係及び地域連携）ごとに 1 内容ずつ（いずれか 1 費目のみ 2 内容）の合計 5 つの内容を基本とした費用である。 また、選択にあたっては地域の状況・工事内容により組み合わせ、実施費目数及び実施内容を変更しても良い。</p> <p>ハ. 積上げ計上分（α）に計上するものは、（2）の「熱中症対策・防寒対策に関する費用」及び「巨額となるため現場環境改善費率分で行うことが適当でないと判断されるもの費用」とする。</p> <p>ニ. なお、経費率は現場環境改善費の各費目を 1 本化した全体での率である。</p> <p>ホ. 現場環境改善に関する費用の対象額は 5 億円を限度とする。</p>	対象額：P _i	現場環境改善費率：i (%)		市街地	左記以外	直接工事費(処分費等を除く) ＋ 支給品費	5 億円以下の場合 i = 56.6・P _i ^{-0.174}	i = 39.9・P _i ^{-0.201}	＋ 無償貸付機械等評価額	5 億円を超える場合 1.73	0.71	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象額：P_i</th> <th colspan="2">現場環境改善費率：i (%)</th> </tr> <tr> <th>市街地</th> <th>左記以外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>直接工事費(処分費等を除く) ＋ 支給品費</td> <td>5 億円以下の場合 i = 56.6・P_i^{-0.174}</td> <td>i = 39.9・P_i^{-0.201}</td> </tr> <tr> <td>＋ 無償貸付機械等評価額</td> <td>5 億円を超える場合 1.73</td> <td>0.71</td> </tr> </tbody> </table> <p>ロ. 率に計上されるものは、別表-1 の内容のうち原則として各計上費目（現場環境改善のうち仮設備関係、営繕関係、安全関係及び地域連携）ごとに 1 内容ずつ （いずれか 1 費目のみ 2 内容） の合計 5 つの内容を基本とした費用である。 また、選択にあたっては地域の状況・工事内容により組み合わせ、実施費目数及び実施内容を変更しても良い。</p> <p>ハ. 積上げ計上分（α）に計上するものは、（2）の「熱中症対策・防寒対策に関する費用」及び「巨額となるため現場環境改善費率分で行うことが適当でないと判断されるもの費用」とする。 なお、経費率は現場環境改善費の各費目を 1 本化した全体での率である。</p> <p>ニ. なお、経費率は現場環境改善費の各費目を 1 本化した全体での率である。</p> <p>ホ. 現場環境改善に関する費用の対象額は 5 億円を限度とする。</p>	対象額：P _i	現場環境改善費率：i (%)		市街地	左記以外	直接工事費(処分費等を除く) ＋ 支給品費	5 億円以下の場合 i = 56.6 ・P _i ^{-0.174}	i = 39.9 ・P _i ^{-0.201}	＋ 無償貸付機械等評価額	5 億円を超える場合 1.73	0.71	記載の変更
対象額：P _i	現場環境改善費率：i (%)																								
	市街地	左記以外																							
直接工事費(処分費等を除く) ＋ 支給品費	5 億円以下の場合 i = 56.6・P _i ^{-0.174}	i = 39.9・P _i ^{-0.201}																							
＋ 無償貸付機械等評価額	5 億円を超える場合 1.73	0.71																							
対象額：P _i	現場環境改善費率：i (%)																								
	市街地	左記以外																							
直接工事費(処分費等を除く) ＋ 支給品費	5 億円以下の場合 i = 56.6 ・P _i ^{-0.174}	i = 39.9 ・P _i ^{-0.201}																							
＋ 無償貸付機械等評価額	5 億円を超える場合 1.73	0.71																							
	I-9-①-1	I-9-①-1	I-9-①-1																						

土木工事標準積算基準書 一部改正 新旧対照表

工種	総則
----	----

改正理由	一部改正	改正	備考																				
	現 行	改 正																					
	<p>(2) 熱中症対策・防寒対策に関する費用について 主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用については、率分での計上ではなく、対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上するものとする。なお、積み上げ計上する場合は、現場管理費に計上される作業員個人の費用と重複がないことを確認し、率分で計上される額の50%を上限とする。</p> <p>(3) 設計変更について 率に計上されるものについては、設計変更を行わないものとする。ただし、対象金額 (Pi) の変動に伴う現場環境改善費率 i は変更される。また、積上げ計上分 (α) については、内容に変更が生じた場合は設計変更の対象とする。</p> <p>【別表-1】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">計上費目</th> <th style="width: 80%;">実施する内容 (率計上分)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現場環境改善 (仮設備関係)</td> <td>1. 用水・電力等の供給設備, 2. 緑化・花壇 3. ライトアップ施設, 4. 見学路及び椅子の設置 5. 昇降設備の充実, 6. 環境負荷の低減</td> </tr> <tr> <td>現場環境改善 (営繕関係)</td> <td>1. 現場事務所の快適化 (女性用更衣室の設置を含む) 2. 労働宿舍の快適化 3. デザインボックス (交通誘導警備員待機室) 4. 現場休憩所の快適化 5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等</td> </tr> <tr> <td>現場環境改善 (安全関係)</td> <td>1. 工事標識・照明等安全施設の現場環境改善 (電光式標識等) 2. 盗難防止対策 (警報器等)</td> </tr> <tr> <td>地域連携</td> <td>1. 完成予想図、2. 工法説明図、3. 工事工程表 4. デザイン工事看板 (各工事 PR 看板含む) 5. 見学会等の開催 (イベント等の実施含む) 6. 見学所 (イフォーメーション) の設置及び管理運営 7. パンフレット・工法説明ビデオ 8. 地域対策費 (地域行事等の経費を含む) 9. 社会貢献</td> </tr> </tbody> </table>	計上費目	実施する内容 (率計上分)	現場環境改善 (仮設備関係)	1. 用水・電力等の供給設備, 2. 緑化・花壇 3. ライトアップ施設, 4. 見学路及び椅子の設置 5. 昇降設備の充実, 6. 環境負荷の低減	現場環境改善 (営繕関係)	1. 現場事務所の快適化 (女性用更衣室の設置を含む) 2. 労働宿舍の快適化 3. デザインボックス (交通誘導警備員待機室) 4. 現場休憩所の快適化 5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等	現場環境改善 (安全関係)	1. 工事標識・照明等安全施設の現場環境改善 (電光式標識等) 2. 盗難防止対策 (警報器等)	地域連携	1. 完成予想図、2. 工法説明図、3. 工事工程表 4. デザイン工事看板 (各工事 PR 看板含む) 5. 見学会等の開催 (イベント等の実施含む) 6. 見学所 (イフォーメーション) の設置及び管理運営 7. パンフレット・工法説明ビデオ 8. 地域対策費 (地域行事等の経費を含む) 9. 社会貢献	<p>(2) 熱中症対策・防寒対策に関する費用について 主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用については、率分での計上ではなく、対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上するものとする。なお、積み上げ計上する場合は、現場管理費に計上される作業員個人の費用と重複がないことを確認し、率分で計上される額の50%を上限とする。</p> <p style="text-align: center;">100%</p> <p>なお、工事内容により率分での計上を対象外とした工事であっても、熱中症対策・防寒対策が必要な場合は、積み上げ計上することができるものとする。</p> <p>(3) 設計変更について 率に計上されるものについては、設計変更を行わないものとする。ただし、対象金額 (Pi) の変動に伴う現場環境改善費率 i は変更される。また、積上げ計上分 (α) については、内容に変更が生じた場合は設計変更の対象とする。</p> <p>【別表-1】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">計上費目</th> <th style="width: 80%;">実施する内容 (率計上分)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現場環境改善 (仮設備関係)</td> <td>1. 用水・電力等の供給設備, 2. 緑化・花壇 1. 昇降設備の充実, 2. 環境対策の充実 3. ライトアップ施設, 4. 見学路及び椅子の設置 5. 昇降設備の充実, 6. 環境負荷の低減 3. ICT設備の充実, 4. 作業負荷の低減</td> </tr> <tr> <td>現場環境改善 (営繕関係)</td> <td>1. 現場事務所の快適化 (女性用更衣室の設置を含む) 2. 労働宿舍の快適化 充実 3. デザインボックス (交通誘導警備員待機室) 現場休憩所の充実 (交通誘導警備員待機室を含む) 4. 現場休憩所の快適化 衛生設備・厚生施設の充実 5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等</td> </tr> <tr> <td>現場環境改善 (安全関係)</td> <td>1. 工事標識・照明等安全施設の現場環境改善 (電光式標識等) 充実 2. 盗難防止対策 (警報器等) 3. 健康関連施設の充実 4. 野生生物・害虫対策等</td> </tr> <tr> <td>地域連携</td> <td>1. 完成予想図、2. 工法説明図、3. 工事工程表 1. 広報活動等 (完成予想図, パンフレット, 工法説明, PR看板) 4. デザイン工事看板 (各工事 PR 看板含む) 5. 見学会等の開催 (イベント等の実施含む) 2. 見学会・イベント等の開催 (見学施設等設置/管理運営費等含む) 6. 見学所 (イフォーメーション) の設置及び管理運営 3. 社会貢献・地域対策費等 (地域行事等の経費含む) 7. パンフレット・工法説明ビデオ 8. 地域対策費 (地域行事等の経費を含む) 4. 現場景観向上 (美装化・デザイン看板等) 9. 社会貢献</td> </tr> </tbody> </table>	計上費目	実施する内容 (率計上分)	現場環境改善 (仮設備関係)	1. 用水・電力等の供給設備, 2. 緑化・花壇 1. 昇降設備の充実, 2. 環境対策の充実 3. ライトアップ施設, 4. 見学路及び椅子の設置 5. 昇降設備の充実, 6. 環境負荷の低減 3. ICT設備の充実, 4. 作業負荷の低減	現場環境改善 (営繕関係)	1. 現場事務所の快適化 (女性用更衣室の設置を含む) 2. 労働宿舍の快適化 充実 3. デザインボックス (交通誘導警備員待機室) 現場休憩所の充実 (交通誘導警備員待機室を含む) 4. 現場休憩所の快適化 衛生設備・厚生施設の充実 5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等	現場環境改善 (安全関係)	1. 工事標識・照明等安全施設の現場環境改善 (電光式標識等) 充実 2. 盗難防止対策 (警報器等) 3. 健康関連施設の充実 4. 野生生物・害虫対策等	地域連携	1. 完成予想図、2. 工法説明図、3. 工事工程表 1. 広報活動等 (完成予想図, パンフレット, 工法説明, PR看板) 4. デザイン工事看板 (各工事 PR 看板含む) 5. 見学会等の開催 (イベント等の実施含む) 2. 見学会・イベント等の開催 (見学施設等設置/管理運営費等含む) 6. 見学所 (イフォーメーション) の設置及び管理運営 3. 社会貢献・地域対策費等 (地域行事等の経費含む) 7. パンフレット・工法説明ビデオ 8. 地域対策費 (地域行事等の経費を含む) 4. 現場景観向上 (美装化・デザイン看板等) 9. 社会貢献	記載の変更
計上費目	実施する内容 (率計上分)																						
現場環境改善 (仮設備関係)	1. 用水・電力等の供給設備, 2. 緑化・花壇 3. ライトアップ施設, 4. 見学路及び椅子の設置 5. 昇降設備の充実, 6. 環境負荷の低減																						
現場環境改善 (営繕関係)	1. 現場事務所の快適化 (女性用更衣室の設置を含む) 2. 労働宿舍の快適化 3. デザインボックス (交通誘導警備員待機室) 4. 現場休憩所の快適化 5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等																						
現場環境改善 (安全関係)	1. 工事標識・照明等安全施設の現場環境改善 (電光式標識等) 2. 盗難防止対策 (警報器等)																						
地域連携	1. 完成予想図、2. 工法説明図、3. 工事工程表 4. デザイン工事看板 (各工事 PR 看板含む) 5. 見学会等の開催 (イベント等の実施含む) 6. 見学所 (イフォーメーション) の設置及び管理運営 7. パンフレット・工法説明ビデオ 8. 地域対策費 (地域行事等の経費を含む) 9. 社会貢献																						
計上費目	実施する内容 (率計上分)																						
現場環境改善 (仮設備関係)	1. 用水・電力等の供給設備, 2. 緑化・花壇 1. 昇降設備の充実, 2. 環境対策の充実 3. ライトアップ施設, 4. 見学路及び椅子の設置 5. 昇降設備の充実, 6. 環境負荷の低減 3. ICT設備の充実, 4. 作業負荷の低減																						
現場環境改善 (営繕関係)	1. 現場事務所の快適化 (女性用更衣室の設置を含む) 2. 労働宿舍の快適化 充実 3. デザインボックス (交通誘導警備員待機室) 現場休憩所の充実 (交通誘導警備員待機室を含む) 4. 現場休憩所の快適化 衛生設備・厚生施設の充実 5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等																						
現場環境改善 (安全関係)	1. 工事標識・照明等安全施設の現場環境改善 (電光式標識等) 充実 2. 盗難防止対策 (警報器等) 3. 健康関連施設の充実 4. 野生生物・害虫対策等																						
地域連携	1. 完成予想図、2. 工法説明図、3. 工事工程表 1. 広報活動等 (完成予想図, パンフレット, 工法説明, PR看板) 4. デザイン工事看板 (各工事 PR 看板含む) 5. 見学会等の開催 (イベント等の実施含む) 2. 見学会・イベント等の開催 (見学施設等設置/管理運営費等含む) 6. 見学所 (イフォーメーション) の設置及び管理運営 3. 社会貢献・地域対策費等 (地域行事等の経費含む) 7. パンフレット・工法説明ビデオ 8. 地域対策費 (地域行事等の経費を含む) 4. 現場景観向上 (美装化・デザイン看板等) 9. 社会貢献																						
	I-9-①-2	I-9-①-2																					

土木工事標準積算基準書 一部改正 新旧対照表

工種	鉄筋工
----	-----

改正理由	新規	現 行	改 正	備 考
			<p>④ 鉄筋工</p> <p>1. 適用範囲 本資料は、河川・海岸・道路・水路・橋梁・トンネル等の鉄筋構造物のうち、現場における加工・組立及び継手に適用する。 なお、鉄筋は普通鉄筋、異形棒鋼問わず適用できるものとする。また、鉄筋工の継手は重ね継手を標準とし、ガス圧接継手や機械式継手（グラウト）、機械式継手（ねじ加工）の場合は材料費・設置手間を別途計上する。</p> <p>1-1 適用出来る範囲 1-1-1 加工・組立 (1) 一般構造物（鉄筋径：10mm～51mm） (2) 橋梁用床版（鉄筋径：13mm～25mm） (3) 場所打ち杭の鉄筋かご（鉄筋径：13mm～35mm） (4) トンネル内構造物（鉄筋径：10mm～51mm） (5) 差筋および杭頭処理（鉄筋径：10mm～51mm） 1-1-2 継手 (1) 鉄筋構造物の組立作業における手動式（半自動式）のガス圧接継手 (2) 鉄筋径16mm～51mmまでのガス圧接継手 (3) 現場で打設する鉄筋コンクリート構造物の組立作業における軸方向鉄筋の機械式継手工 (4) ロックナットが無く、有機系グラウト材を用いるねじ鉄筋継手（グラウト固定方式） (5) スリーブ圧着ネジ継手、摩擦圧接ネジ継手 (6) 鉄筋径13mm～51mmまでの機械式継手</p> <p>1-2 適用出来ない範囲 1-2-1 加工・組立 (1) ダム本体工事における鉄筋工 (2) 鉄筋工の歩掛が個別に設定されている工種（コンクリートブロック積（張）工、コンクリート舗装工、橋梁地覆補修工、ポストテンション桁製作工、PC橋架設工、ポストテンション場所打ホロスラブ橋工、ポストテンション場所打箱桁橋工、伸縮装置工、沓座拡幅工） 1-2-2 継手 (1) 熱間押抜法によるガス圧接継手 (2) プレキャスト（継手内蔵）、コンクリート打継面（鉄筋継手を一断面に集めて配置）の接合 (3) ロックナット付、無機系グラウト材を用いるねじ鉄筋継手（グラウト固定方式） (4) モルタル充填継手</p>	

土木工事標準積算基準書 一部改正 新旧対照表

工種	鉄筋工
----	-----

改正理由	新規	現 行	改 正	備 考
			<p>2. 施 工 概 要</p> <p>2-1 施工内容</p> <p>2-1-1 加工・組立</p> <p style="padding-left: 20px;">鉄筋を設計図に示された形状及び寸法に一致するように、鉄筋加工機等を用いて加工し、鉄筋結束線等により組立てる工法である。</p> <p>2-1-2 ガス圧接継手</p> <p style="padding-left: 20px;">2本の鉄筋を酸素とアセチレンなどの可燃性ガスの火炎によって金属端面を高温に加熱し、同時に軸方向の圧力をかけることで接合を行う工法である。</p> <p>2-1-3 機械式継手（グラウト）</p> <p style="padding-left: 20px;">2本の鉄筋を、カプラー（スリーブ）と鉄筋の隙間に高強度のグラウト材を注入・硬化させることで接合を行う工法である。</p> <p>2-1-4 機械式継手（ねじ加工）</p> <p style="padding-left: 20px;">2本の鉄筋を、グラウトを使わず、ロックナット等をトルクレンチ等で締め付けることで機械的に固定し接合を行う工法である。</p> <p>2-2 施工フロー</p> <p style="padding-left: 20px;">施工フローは、下記を標準とする。</p> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;"> </div> <p style="text-align: center; font-size: small;">（注）本歩掛で対応しているのは、実線部分のみである。</p> <p style="text-align: center; font-size: x-small;">図2-1 施工フロー図</p>	

土木工事標準積算基準書 一部改正 新旧対照表

工種	鉄筋工
----	-----

改正理由	新規	現 行	改 正	備 考																																																																					
			<p style="color: red;">3. 施 工 歩 掛</p> <p style="color: red;">3-1 加工</p> <p style="color: red;">3-1-1 施工歩掛</p> <p style="color: red;">加工の歩掛は、次表を標準とする。</p> <p style="text-align: center; color: red;">表3.1 加工歩掛 (1t当り)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">名 称</th> <th rowspan="2">単 位</th> <th rowspan="2">規 格</th> <th colspan="7">鉄 筋 径 (mm)</th> </tr> <tr> <th>10~13</th> <th>16~25</th> <th>29~32</th> <th>35</th> <th>38</th> <th>41</th> <th>51</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土木一般世話役</td> <td>人</td> <td></td> <td>0.2</td> <td>0.1</td> <td>0.1</td> <td>0.1</td> <td>0.1</td> <td>0.1</td> <td>0.1</td> </tr> <tr> <td>鉄 筋 工</td> <td>#</td> <td></td> <td>2.3</td> <td>1.7</td> <td>1.2</td> <td>1.1</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>0.8</td> </tr> <tr> <td>普通作業員</td> <td>#</td> <td></td> <td>0.2</td> <td>0.2</td> <td>0.1</td> <td>0.1</td> <td>0.1</td> <td>0.1</td> <td>0.1</td> </tr> <tr> <td>ラフテレーンクレーン運転</td> <td>日</td> <td style="color: red;">油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (2014年規制) 最大吊上能力 25t吊</td> <td>0.04</td> <td>0.04</td> <td>0.04</td> <td>0.04</td> <td>0.04</td> <td>0.04</td> <td>0.04</td> </tr> <tr> <td>諸 雑 費</td> <td>%</td> <td></td> <td colspan="7">12</td> </tr> </tbody> </table> <p style="color: red;">(注) 1. 普通鉄筋・異形鉄筋とも同一歩掛とする。 2. 鉄筋強度、長さを問わず、同一歩掛とする。 3. ラフテレーンクレーンは賃料とする。 4. フック鉄筋以外の定着工法用の鉄筋加工費、鉄筋のねじ切り加工費は別途計上する。 5. フレア溶接を行う場合は、フレア溶接費用を別途計上する。 6. 諸経費は鉄筋曲機・鉄筋切断機・電力にかかる経費等の費用であり、労務費の合計額に上表の諸雑費率を乗じた金額を上限として計上する。 7. 鉄筋加工に伴う現場内小運搬を含む。</p> <p style="color: red;">3-1-2 鉄筋使用量</p> <p style="color: red;">鉄筋の使用量は次式による。 使用量 (t) = 設計量 (t) × (1+K)式3.1 K : ロス率</p> <p style="text-align: center; color: red;">表3.2 ロス率(K)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td>ロ ス 率</td> <td>+0.03</td> </tr> </table>	名 称	単 位	規 格	鉄 筋 径 (mm)							10~13	16~25	29~32	35	38	41	51	土木一般世話役	人		0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	鉄 筋 工	#		2.3	1.7	1.2	1.1	1.0	1.0	0.8	普通作業員	#		0.2	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	ラフテレーンクレーン運転	日	油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (2014年規制) 最大吊上能力 25t吊	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	諸 雑 費	%		12							ロ ス 率	+0.03	
名 称	単 位	規 格	鉄 筋 径 (mm)																																																																						
			10~13	16~25	29~32	35	38	41	51																																																																
土木一般世話役	人		0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1																																																																
鉄 筋 工	#		2.3	1.7	1.2	1.1	1.0	1.0	0.8																																																																
普通作業員	#		0.2	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1																																																																
ラフテレーンクレーン運転	日	油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (2014年規制) 最大吊上能力 25t吊	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04																																																																
諸 雑 費	%		12																																																																						
ロ ス 率	+0.03																																																																								

土木工事標準積算基準書 一部改正 新旧対照表

工種	鉄筋工
----	-----

改正理由	新規	現 行	改 正	備 考																																																																																																		
			<p>3-2 組立 3-2-1 一般構造物 一般構造物における組立の歩掛は、次表を標準とする。</p> <p style="text-align: center;">表3.3 組立歩掛(一般構造物) (1t当り)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">名 称</th> <th rowspan="2">単 位</th> <th rowspan="2">規 格</th> <th colspan="6">鉄 筋 径 (mm)</th> </tr> <tr> <th>10~13</th> <th>16~25</th> <th>29~32</th> <th>35</th> <th>38</th> <th>41</th> <th>51</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土木一般世話役</td> <td>人</td> <td></td> <td>0.5</td> <td>0.4</td> <td>0.3</td> <td>0.2</td> <td>0.2</td> <td>0.2</td> <td>0.1</td> </tr> <tr> <td>鉄 筋 工</td> <td>#</td> <td></td> <td>3.5</td> <td>2.9</td> <td>2.1</td> <td>1.7</td> <td>1.4</td> <td>1.2</td> <td>1.1</td> </tr> <tr> <td>普通作業員</td> <td>#</td> <td></td> <td>0.3</td> <td>0.2</td> <td>0.2</td> <td>0.1</td> <td>0.1</td> <td>0.1</td> <td>0.1</td> </tr> <tr> <td>ラフテレーンクレーン運転</td> <td>日</td> <td>油圧伸縮ジブ型 鉄出ガス対策型 (2014年規制) 最大吊上能力 25t吊</td> <td>0.11</td> <td>0.11</td> <td>0.11</td> <td>0.11</td> <td>0.11</td> <td>0.11</td> <td>0.11</td> </tr> <tr> <td>諸 雑 費</td> <td>%</td> <td></td> <td colspan="3">8</td> <td colspan="3">11</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 普通鉄筋・異形鉄筋とも同一歩掛とする。 2. 鉄筋強度、長さに関わらず同一歩掛とする。 3. ラフテレーンクレーンは賃料とする。 4. 組立架台や組立鋼材(形鋼)を必要とする場合には、別途計上する。 5. 組立に伴う現場内小運搬を含む。 6. 諸雑費は鉄筋結束機及び結束線、ハッカー、スペーサ等の費用であり、労務費の合計額に上表の諸雑費率を乗じた金額を上限として計上する。 7. 組立の歩掛には、鉄筋材料の費用が含まれていないため必要に応じて別途計上する。</p> <p>3-2-2 橋梁用床版 橋梁用床版における組立の歩掛は、次表を標準とする。</p> <p style="text-align: center;">表3.4 組立歩掛(橋梁用床版) (1t当り)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">名 称</th> <th rowspan="2">単 位</th> <th rowspan="2">規 格</th> <th colspan="2">鉄 筋 径 (mm)</th> </tr> <tr> <th>13</th> <th>16~25</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土木一般世話役</td> <td>人</td> <td></td> <td>0.4</td> <td>0.4</td> </tr> <tr> <td>鉄 筋 工</td> <td>#</td> <td></td> <td>3.2</td> <td>2.6</td> </tr> <tr> <td>普通作業員</td> <td>#</td> <td></td> <td>0.2</td> <td>0.2</td> </tr> <tr> <td>ラフテレーンクレーン運転</td> <td>日</td> <td>油圧伸縮ジブ型 鉄出ガス対策型 (2014年規制) 最大吊上能力 25t吊</td> <td>0.07</td> <td>0.07</td> </tr> <tr> <td>諸 雑 費</td> <td>%</td> <td></td> <td colspan="2">14</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 普通鉄筋・異形鉄筋とも同一歩掛とする。 2. 鉄筋強度、長さに関わらず同一歩掛とする。 3. ラフテレーンクレーンは賃料とする。 4. 組立架台や組立鋼材(形鋼)を必要とする場合には、別途計上する。 5. 組立に伴う現場内小運搬を含む。 6. 諸雑費は鉄筋結束機及び結束線、ハッカー、スペーサ等の費用であり、労務費の合計額に上表の諸雑費率を乗じた金額を上限として計上する。 7. 組立の歩掛には、鉄筋材料の費用が含まれていないため必要に応じて別途計上する。</p>	名 称	単 位	規 格	鉄 筋 径 (mm)						10~13	16~25	29~32	35	38	41	51	土木一般世話役	人		0.5	0.4	0.3	0.2	0.2	0.2	0.1	鉄 筋 工	#		3.5	2.9	2.1	1.7	1.4	1.2	1.1	普通作業員	#		0.3	0.2	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	ラフテレーンクレーン運転	日	油圧伸縮ジブ型 鉄出ガス対策型 (2014年規制) 最大吊上能力 25t吊	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	諸 雑 費	%		8			11				名 称	単 位	規 格	鉄 筋 径 (mm)		13	16~25	土木一般世話役	人		0.4	0.4	鉄 筋 工	#		3.2	2.6	普通作業員	#		0.2	0.2	ラフテレーンクレーン運転	日	油圧伸縮ジブ型 鉄出ガス対策型 (2014年規制) 最大吊上能力 25t吊	0.07	0.07	諸 雑 費	%		14		
名 称	単 位	規 格	鉄 筋 径 (mm)																																																																																																			
			10~13	16~25	29~32	35	38	41	51																																																																																													
土木一般世話役	人		0.5	0.4	0.3	0.2	0.2	0.2	0.1																																																																																													
鉄 筋 工	#		3.5	2.9	2.1	1.7	1.4	1.2	1.1																																																																																													
普通作業員	#		0.3	0.2	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1																																																																																													
ラフテレーンクレーン運転	日	油圧伸縮ジブ型 鉄出ガス対策型 (2014年規制) 最大吊上能力 25t吊	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11																																																																																													
諸 雑 費	%		8			11																																																																																																
名 称	単 位	規 格	鉄 筋 径 (mm)																																																																																																			
			13	16~25																																																																																																		
土木一般世話役	人		0.4	0.4																																																																																																		
鉄 筋 工	#		3.2	2.6																																																																																																		
普通作業員	#		0.2	0.2																																																																																																		
ラフテレーンクレーン運転	日	油圧伸縮ジブ型 鉄出ガス対策型 (2014年規制) 最大吊上能力 25t吊	0.07	0.07																																																																																																		
諸 雑 費	%		14																																																																																																			

土木工事標準積算基準書 一部改正 新旧対照表

工種	鉄筋工
----	-----

改正理由	新規	現 行	改 正	備 考																																																																																																				
			<p>3-2-3 場所打鉄筋かご 場所打鉄筋かごにおける組立の歩掛は、次表を標準とする。</p> <p style="text-align: center;">表3.5 組立歩掛(場所打鉄筋かご) (1t当り)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">名 称</th> <th rowspan="2">単 位</th> <th colspan="4">鉄 筋 径 (mm)</th> </tr> <tr> <th>13</th> <th>16~25</th> <th>29~32</th> <th>35</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土木一般世話役</td> <td>人</td> <td>0.4</td> <td>0.3</td> <td>0.2</td> <td>0.2</td> </tr> <tr> <td>鉄筋工</td> <td>#</td> <td>2.8</td> <td>2.1</td> <td>1.6</td> <td>1.1</td> </tr> <tr> <td>普通作業員</td> <td>#</td> <td>0.2</td> <td>0.2</td> <td>0.1</td> <td>0.1</td> </tr> <tr> <td>諸 雑 費</td> <td>%</td> <td colspan="4">6</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 普通鉄筋・異形鉄筋とも同一歩掛とする。 2. 鉄筋強度、長さに関わらず同一歩掛とする。 3. 組立架台を必要とする場合には、別途計上する。 4. 組立に伴う現場内小運搬を含む。 5. 場所打杭用かご筋をあらかじめ掘削坑内以外において組立てる場合に適用し、掘削坑内ではかご状に組立てる場合については「一般構造物」を適用する。 6. 固定金具や補強材(補強リング)の設置手間は含むが、材料費は含まない。 7. 場所打杭用かご筋は、固定金具、補強材およびスペーサの重量は含まない。ただし、補強材およびスペーサに異形棒鋼または丸鋼を使用する場合は、補強材およびスペーサの重量を加算する。 8. 諸雑費は鉄筋結束機及び結束線、ハッカー等の費用であり、労務費の合計額に上表の諸雑費率を乗じた金額を上限として計上する。 9. 組立の歩掛には、鉄筋材料の費用が含まれていないため必要に応じて別途計上する。</p> <p>3-2-4 トンネル内構造物 トンネル内構造物における組立の歩掛は、次表を標準とする。</p> <p style="text-align: center;">表3.6 組立歩掛(トンネル内構造物) (1t当り)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">名 称</th> <th rowspan="2">単 位</th> <th rowspan="2">規 格</th> <th colspan="6">鉄 筋 径 (mm)</th> </tr> <tr> <th>10~13</th> <th>16~25</th> <th>29~32</th> <th>35</th> <th>38</th> <th>41</th> <th>51</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>トンネル世話役</td> <td>人</td> <td></td> <td>0.5</td> <td>0.4</td> <td>0.3</td> <td>0.2</td> <td>0.2</td> <td>0.2</td> <td>0.1</td> </tr> <tr> <td>トンネル特殊工</td> <td>#</td> <td></td> <td>3.5</td> <td>2.9</td> <td>2.1</td> <td>1.7</td> <td>1.4</td> <td>1.2</td> <td>1.1</td> </tr> <tr> <td>トンネル作業員</td> <td>#</td> <td></td> <td>0.3</td> <td>0.2</td> <td>0.2</td> <td>0.1</td> <td>0.1</td> <td>0.1</td> <td>0.1</td> </tr> <tr> <td>ラフレールンクレーン</td> <td>日</td> <td>迫圧特種ジブ型 排出ガス対策型 (2014年規制) 最大吊上能力 25t吊</td> <td>0.11</td> <td>0.11</td> <td>0.11</td> <td>0.11</td> <td>0.11</td> <td>0.11</td> <td>0.11</td> </tr> <tr> <td>諸 雑 費</td> <td>%</td> <td></td> <td colspan="3">8</td> <td colspan="3">11</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 普通鉄筋・異形鉄筋とも同一歩掛とする。 2. 鉄筋強度、長さに関わらず同一歩掛とする。 3. ラフレールンクレーンは賃料とする。 4. 組立架台や組立鋼材(形鋼)を必要とする場合には、別途計上する。 5. 組立に伴う現場内小運搬を含む。 6. 諸雑費は鉄筋結束機及び結束線、ハッカー、スペーサ等の費用であり、労務費の合計額に上表の諸雑費率を乗じた金額を上限として計上する。 7. 組立の歩掛には、鉄筋材料の費用が含まれていないため必要に応じて別途計上する。</p>	名 称	単 位	鉄 筋 径 (mm)				13	16~25	29~32	35	土木一般世話役	人	0.4	0.3	0.2	0.2	鉄筋工	#	2.8	2.1	1.6	1.1	普通作業員	#	0.2	0.2	0.1	0.1	諸 雑 費	%	6				名 称	単 位	規 格	鉄 筋 径 (mm)						10~13	16~25	29~32	35	38	41	51	トンネル世話役	人		0.5	0.4	0.3	0.2	0.2	0.2	0.1	トンネル特殊工	#		3.5	2.9	2.1	1.7	1.4	1.2	1.1	トンネル作業員	#		0.3	0.2	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	ラフレールンクレーン	日	迫圧特種ジブ型 排出ガス対策型 (2014年規制) 最大吊上能力 25t吊	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	諸 雑 費	%		8			11				
名 称	単 位	鉄 筋 径 (mm)																																																																																																						
		13	16~25	29~32	35																																																																																																			
土木一般世話役	人	0.4	0.3	0.2	0.2																																																																																																			
鉄筋工	#	2.8	2.1	1.6	1.1																																																																																																			
普通作業員	#	0.2	0.2	0.1	0.1																																																																																																			
諸 雑 費	%	6																																																																																																						
名 称	単 位	規 格	鉄 筋 径 (mm)																																																																																																					
			10~13	16~25	29~32	35	38	41	51																																																																																															
トンネル世話役	人		0.5	0.4	0.3	0.2	0.2	0.2	0.1																																																																																															
トンネル特殊工	#		3.5	2.9	2.1	1.7	1.4	1.2	1.1																																																																																															
トンネル作業員	#		0.3	0.2	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1																																																																																															
ラフレールンクレーン	日	迫圧特種ジブ型 排出ガス対策型 (2014年規制) 最大吊上能力 25t吊	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11																																																																																															
諸 雑 費	%		8			11																																																																																																		

土木工事標準積算基準書 一部改正 新旧対照表

工種	鉄筋工
----	-----

改正理由	新規	現 行	改 正	備 考																																																																																																																										
			<p>3-2-5 差筋および杭頭処理 差筋および杭頭処理の組立歩掛は、次表を標準とする。</p> <p style="text-align: center;">表3.7 組立歩掛(差筋および杭頭処理) (1t当り)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">名 称</th> <th rowspan="2">単 位</th> <th colspan="6">鉄 筋 径 (mm)</th> </tr> <tr> <th>10~13</th> <th>16~25</th> <th>29~32</th> <th>35</th> <th>38</th> <th>41</th> <th>51</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土木一般世話役</td> <td>人</td> <td>0.5</td> <td>0.4</td> <td>0.3</td> <td>0.2</td> <td>0.2</td> <td>0.2</td> <td>0.1</td> </tr> <tr> <td>鉄筋工</td> <td>#</td> <td>3.3</td> <td>2.8</td> <td>2.0</td> <td>1.6</td> <td>1.3</td> <td>1.1</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>普通作業員</td> <td>#</td> <td>0.3</td> <td>0.2</td> <td>0.2</td> <td>0.1</td> <td>0.1</td> <td>0.1</td> <td>0.1</td> </tr> <tr> <td>諸 雑 費</td> <td>%</td> <td colspan="6">2</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 普通鉄筋・異形鉄筋とも同一歩掛とする。 2. 鉄筋強度、長さに関わらず同一歩掛とする。 3. 組立に伴う現場内小運搬を含む。 4. 諸雑費は電気溶接機、電力にかかる経費等の費用であり、労務費の合計額に上表の諸雑費率を乗じた金額を上限として計上する。 5. 組立の歩掛には、鉄筋材料の費用が含まれていないため必要に応じて別途計上する。</p> <p>3-3 継手 3-3-1 ガス圧接継手 構造物等によりガス圧接を必要とする場合には、次表を標準とする。</p> <p style="text-align: center;">表3.8 ガス圧接継手歩掛 (100箇所当り)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">名 称</th> <th rowspan="2">単 位</th> <th colspan="6">鉄 筋 径 (mm)</th> </tr> <tr> <th>16~25</th> <th>29~32</th> <th>35</th> <th>38</th> <th>41</th> <th>51</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土木一般世話役</td> <td>人</td> <td>0.2</td> <td>0.5</td> <td>0.6</td> <td>0.8</td> <td>0.9</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td>鉄筋工</td> <td>#</td> <td>0.5</td> <td>1.3</td> <td>1.7</td> <td>2.1</td> <td>2.5</td> <td>4.2</td> </tr> <tr> <td>溶接工</td> <td>#</td> <td>1.2</td> <td>2.9</td> <td>4.3</td> <td>5.0</td> <td>6.1</td> <td>10.2</td> </tr> <tr> <td>普通作業員</td> <td>#</td> <td>0.4</td> <td>1.0</td> <td>1.3</td> <td>1.6</td> <td>1.9</td> <td>3.2</td> </tr> <tr> <td>アセチレンガス</td> <td>kg</td> <td>5.0</td> <td>6.5</td> <td>21.0</td> <td>35.0</td> <td>38.5</td> <td>105.0</td> </tr> <tr> <td>酸 素</td> <td>m3</td> <td>5.0</td> <td>6.5</td> <td>14.0</td> <td>23.0</td> <td>27.4</td> <td>70.0</td> </tr> <tr> <td>諸 雑 費</td> <td>%</td> <td colspan="6">8</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 普通鉄筋・異形鉄筋とも同一歩掛とする。 2. 鉄筋強度、長さに関わらず同一歩掛とする。 3. 径違いの接合の場合は上位規格の径を適用する。 4. 圧接前の配筋および圧接後の鉄筋の切断費用、試験費用は含まない。 5. 諸雑費はガス圧接装置・電力にかかる経費等の費用であり、労務費の合計額に上表の諸雑費率を乗じた金額を上限として計上する。</p>	名 称	単 位	鉄 筋 径 (mm)						10~13	16~25	29~32	35	38	41	51	土木一般世話役	人	0.5	0.4	0.3	0.2	0.2	0.2	0.1	鉄筋工	#	3.3	2.8	2.0	1.6	1.3	1.1	1.0	普通作業員	#	0.3	0.2	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	諸 雑 費	%	2							名 称	単 位	鉄 筋 径 (mm)						16~25	29~32	35	38	41	51	土木一般世話役	人	0.2	0.5	0.6	0.8	0.9	1.5	鉄筋工	#	0.5	1.3	1.7	2.1	2.5	4.2	溶接工	#	1.2	2.9	4.3	5.0	6.1	10.2	普通作業員	#	0.4	1.0	1.3	1.6	1.9	3.2	アセチレンガス	kg	5.0	6.5	21.0	35.0	38.5	105.0	酸 素	m3	5.0	6.5	14.0	23.0	27.4	70.0	諸 雑 費	%	8							
名 称	単 位	鉄 筋 径 (mm)																																																																																																																												
		10~13	16~25	29~32	35	38	41	51																																																																																																																						
土木一般世話役	人	0.5	0.4	0.3	0.2	0.2	0.2	0.1																																																																																																																						
鉄筋工	#	3.3	2.8	2.0	1.6	1.3	1.1	1.0																																																																																																																						
普通作業員	#	0.3	0.2	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1																																																																																																																						
諸 雑 費	%	2																																																																																																																												
名 称	単 位	鉄 筋 径 (mm)																																																																																																																												
		16~25	29~32	35	38	41	51																																																																																																																							
土木一般世話役	人	0.2	0.5	0.6	0.8	0.9	1.5																																																																																																																							
鉄筋工	#	0.5	1.3	1.7	2.1	2.5	4.2																																																																																																																							
溶接工	#	1.2	2.9	4.3	5.0	6.1	10.2																																																																																																																							
普通作業員	#	0.4	1.0	1.3	1.6	1.9	3.2																																																																																																																							
アセチレンガス	kg	5.0	6.5	21.0	35.0	38.5	105.0																																																																																																																							
酸 素	m3	5.0	6.5	14.0	23.0	27.4	70.0																																																																																																																							
諸 雑 費	%	8																																																																																																																												

土木工事標準積算基準書 一部改正 新旧対照表

工種	鉄筋工
----	-----

改正理由	新規	現 行	改 正	備 考																																																																																																										
			<p style="text-align: center;">3-3-2 機械式継手(グラウト)</p> <p>(1) 施工歩掛 構造物等により機械式継手(グラウト)を必要とする場合には、次表を標準とする。</p> <p style="text-align: center;">表3.9 機械式継手(グラウト)歩掛 (100箇所当り)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">名 称</th> <th rowspan="2">単 位</th> <th colspan="7">鉄 筋 径 (mm)</th> </tr> <tr> <th>13</th> <th>16~25</th> <th>29~32</th> <th>35</th> <th>38</th> <th>41</th> <th>51</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土木一般世話役</td> <td>人</td> <td>0.2</td> <td>0.3</td> <td>0.3</td> <td>0.3</td> <td>0.3</td> <td>0.3</td> <td>0.3</td> </tr> <tr> <td>鉄筋工</td> <td>#</td> <td>3.4</td> <td>4.0</td> <td>4.5</td> <td>4.7</td> <td>4.8</td> <td>5.0</td> <td>5.3</td> </tr> <tr> <td>普通作業員</td> <td>#</td> <td>0.1</td> <td>0.1</td> <td>0.2</td> <td>0.2</td> <td>0.2</td> <td>0.2</td> <td>0.2</td> </tr> <tr> <td>諸雑費</td> <td>%</td> <td colspan="7">1</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 普通鉄筋・異形鉄筋とも同一歩掛とする。 2. 鉄筋強度、長さに関わらず同一歩掛とする。 3. 径違いの接合の場合は上位規格の径を適用する。 4. グラウト材については、必要量を計上する。 5. 諸雑費は手動式注入器等の費用であり、労務費の合計額に上表の諸雑費率を乗じた金額を上限として計上する。</p> <p>(2) グラウト材使用量 グラウト材の使用量は次式による。 使用量(個) = 設計量(個) × (1+K)式3.2 K: ロス率</p> <p style="text-align: center;">表3.10 ロス率(K)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td>ロ ス 率</td> <td>+0.03</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">3-3-3 機械式継手(ねじ加工)</p> <p>構造物等により機械式継手(ねじ加工)を必要とする場合には、次表を標準とする。</p> <p style="text-align: center;">表3.11 機械式継手(ねじ加工)歩掛 (100箇所当り)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">名 称</th> <th rowspan="2">単 位</th> <th colspan="7">鉄 筋 径 (mm)</th> </tr> <tr> <th>13</th> <th>16~25</th> <th>29~32</th> <th>35</th> <th>38</th> <th>41</th> <th>51</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土木一般世話役</td> <td>人</td> <td>0.8</td> <td>1.0</td> <td>1.2</td> <td>1.3</td> <td>1.3</td> <td>1.4</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td>鉄筋工</td> <td>#</td> <td>1.3</td> <td>1.7</td> <td>2.1</td> <td>2.2</td> <td>2.4</td> <td>2.5</td> <td>2.7</td> </tr> <tr> <td>普通作業員</td> <td>#</td> <td>0.3</td> <td>0.4</td> <td>0.5</td> <td>0.5</td> <td>0.5</td> <td>0.5</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>諸雑費</td> <td>%</td> <td colspan="7">1</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 普通鉄筋・異形鉄筋とも同一歩掛とする。 2. 鉄筋強度、長さに関わらず同一歩掛とする。 3. 径違いの接合の場合は上位規格の径を適用する。 4. 鉄筋本体の材料費は異形棒鋼を計上する。 5. 諸雑費はトルクレンチ等の費用であり、労務費の合計額に上表の諸雑費率を乗じた金額を上限として計上する。</p>	名 称	単 位	鉄 筋 径 (mm)							13	16~25	29~32	35	38	41	51	土木一般世話役	人	0.2	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	鉄筋工	#	3.4	4.0	4.5	4.7	4.8	5.0	5.3	普通作業員	#	0.1	0.1	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	諸雑費	%	1							ロ ス 率	+0.03	名 称	単 位	鉄 筋 径 (mm)							13	16~25	29~32	35	38	41	51	土木一般世話役	人	0.8	1.0	1.2	1.3	1.3	1.4	1.5	鉄筋工	#	1.3	1.7	2.1	2.2	2.4	2.5	2.7	普通作業員	#	0.3	0.4	0.5	0.5	0.5	0.5	0.6	諸雑費	%	1							
名 称	単 位	鉄 筋 径 (mm)																																																																																																												
		13	16~25	29~32	35	38	41	51																																																																																																						
土木一般世話役	人	0.2	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3																																																																																																						
鉄筋工	#	3.4	4.0	4.5	4.7	4.8	5.0	5.3																																																																																																						
普通作業員	#	0.1	0.1	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2																																																																																																						
諸雑費	%	1																																																																																																												
ロ ス 率	+0.03																																																																																																													
名 称	単 位	鉄 筋 径 (mm)																																																																																																												
		13	16~25	29~32	35	38	41	51																																																																																																						
土木一般世話役	人	0.8	1.0	1.2	1.3	1.3	1.4	1.5																																																																																																						
鉄筋工	#	1.3	1.7	2.1	2.2	2.4	2.5	2.7																																																																																																						
普通作業員	#	0.3	0.4	0.5	0.5	0.5	0.5	0.6																																																																																																						
諸雑費	%	1																																																																																																												

土木工事標準積算基準書 一部改正 新旧対照表

工種	鉄筋工
----	-----

改正理由	新規																																																																																																																					
現 行	改 正	備 考																																																																																																																				
	<p>4. 単 価 表</p> <p>(1) 鉄筋加工1t当り単価表</p> <div style="text-align: right; margin-bottom: 5px;"> <table border="1" style="border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 100px;">施工歩掛コード</td> <td style="width: 100px;"></td> </tr> </table> </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">名 称</th> <th style="width: 20%;">規 格</th> <th style="width: 10%;">単 位</th> <th style="width: 10%;">数 量</th> <th style="width: 30%;">摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土 木 一 般 世 話 役</td> <td></td> <td>人</td> <td></td> <td>表3.1</td> </tr> <tr> <td>鉄 筋 工</td> <td></td> <td>#</td> <td></td> <td>#</td> </tr> <tr> <td>普 通 作 業 員</td> <td></td> <td>#</td> <td></td> <td>#</td> </tr> <tr> <td>ラフテレーンクレーン賃</td> <td>油圧伸縮ジブ型 建出対象型(2014年規制) 最大吊上能力25t吊</td> <td>日</td> <td></td> <td># 機械賃料</td> </tr> <tr> <td>鉄 筋 材 料</td> <td>径○mm</td> <td>t</td> <td></td> <td>式3.1</td> </tr> <tr> <td>諸 雑 費</td> <td></td> <td>式</td> <td>1</td> <td>表3.1</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 鉄筋組立（一般構造物）1t当り単価表</p> <div style="text-align: right; margin-bottom: 5px;"> <table border="1" style="border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 100px;">施工歩掛コード</td> <td style="width: 100px;"></td> </tr> </table> </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">名 称</th> <th style="width: 20%;">規 格</th> <th style="width: 10%;">単 位</th> <th style="width: 10%;">数 量</th> <th style="width: 30%;">摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土 木 一 般 世 話 役</td> <td></td> <td>人</td> <td></td> <td>表3.3</td> </tr> <tr> <td>鉄 筋 工</td> <td></td> <td>#</td> <td></td> <td>#</td> </tr> <tr> <td>普 通 作 業 員</td> <td></td> <td>#</td> <td></td> <td>#</td> </tr> <tr> <td>ラフテレーンクレーン賃</td> <td>油圧伸縮ジブ型 建出対象型(2014年規制) 最大吊上能力25t吊</td> <td>日</td> <td></td> <td># 機械賃料</td> </tr> <tr> <td>諸 雑 費</td> <td></td> <td>式</td> <td>1</td> <td>表3.3</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 鉄筋組立（橋梁用床版）1t当り単価表</p> <div style="text-align: right; margin-bottom: 5px;"> <table border="1" style="border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 100px;">施工歩掛コード</td> <td style="width: 100px;"></td> </tr> </table> </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">名 称</th> <th style="width: 20%;">規 格</th> <th style="width: 10%;">単 位</th> <th style="width: 10%;">数 量</th> <th style="width: 30%;">摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土 木 一 般 世 話 役</td> <td></td> <td>人</td> <td></td> <td>表3.4</td> </tr> <tr> <td>鉄 筋 工</td> <td></td> <td>#</td> <td></td> <td>#</td> </tr> <tr> <td>普 通 作 業 員</td> <td></td> <td>#</td> <td></td> <td>#</td> </tr> <tr> <td>ラフテレーンクレーン賃</td> <td>油圧伸縮ジブ型 建出対象型(2014年規制) 最大吊上能力25t吊</td> <td>日</td> <td></td> <td># 機械賃料</td> </tr> <tr> <td>諸 雑 費</td> <td></td> <td>式</td> <td>1</td> <td>表3.4</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施工歩掛コード		名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要	土 木 一 般 世 話 役		人		表3.1	鉄 筋 工		#		#	普 通 作 業 員		#		#	ラフテレーンクレーン賃	油圧伸縮ジブ型 建出対象型(2014年規制) 最大吊上能力25t吊	日		# 機械賃料	鉄 筋 材 料	径○mm	t		式3.1	諸 雑 費		式	1	表3.1	計					施工歩掛コード		名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要	土 木 一 般 世 話 役		人		表3.3	鉄 筋 工		#		#	普 通 作 業 員		#		#	ラフテレーンクレーン賃	油圧伸縮ジブ型 建出対象型(2014年規制) 最大吊上能力25t吊	日		# 機械賃料	諸 雑 費		式	1	表3.3	計					施工歩掛コード		名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要	土 木 一 般 世 話 役		人		表3.4	鉄 筋 工		#		#	普 通 作 業 員		#		#	ラフテレーンクレーン賃	油圧伸縮ジブ型 建出対象型(2014年規制) 最大吊上能力25t吊	日		# 機械賃料	諸 雑 費		式	1	表3.4	計					
施工歩掛コード																																																																																																																						
名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要																																																																																																																		
土 木 一 般 世 話 役		人		表3.1																																																																																																																		
鉄 筋 工		#		#																																																																																																																		
普 通 作 業 員		#		#																																																																																																																		
ラフテレーンクレーン賃	油圧伸縮ジブ型 建出対象型(2014年規制) 最大吊上能力25t吊	日		# 機械賃料																																																																																																																		
鉄 筋 材 料	径○mm	t		式3.1																																																																																																																		
諸 雑 費		式	1	表3.1																																																																																																																		
計																																																																																																																						
施工歩掛コード																																																																																																																						
名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要																																																																																																																		
土 木 一 般 世 話 役		人		表3.3																																																																																																																		
鉄 筋 工		#		#																																																																																																																		
普 通 作 業 員		#		#																																																																																																																		
ラフテレーンクレーン賃	油圧伸縮ジブ型 建出対象型(2014年規制) 最大吊上能力25t吊	日		# 機械賃料																																																																																																																		
諸 雑 費		式	1	表3.3																																																																																																																		
計																																																																																																																						
施工歩掛コード																																																																																																																						
名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要																																																																																																																		
土 木 一 般 世 話 役		人		表3.4																																																																																																																		
鉄 筋 工		#		#																																																																																																																		
普 通 作 業 員		#		#																																																																																																																		
ラフテレーンクレーン賃	油圧伸縮ジブ型 建出対象型(2014年規制) 最大吊上能力25t吊	日		# 機械賃料																																																																																																																		
諸 雑 費		式	1	表3.4																																																																																																																		
計																																																																																																																						

土木工事標準積算基準書 一部改正 新旧対照表

工種	鉄筋工
----	-----

改正理由	新規																																																																			
現 行	改 正	備 考																																																																		
	<p>(4) 鉄筋組立（場所打鉄筋かご）1t当り単価表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">施工歩掛コード</td> <td style="width: 80%;"></td> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">規 格</th> <th style="text-align: center;">単 位</th> </tr> <tr> <td>土木一般世話役</td> <td></td> <td style="text-align: center;">人</td> </tr> <tr> <td>鉄筋工</td> <td></td> <td style="text-align: center;">#</td> </tr> <tr> <td>普通作業員</td> <td></td> <td style="text-align: center;">#</td> </tr> <tr> <td>諸雑費</td> <td></td> <td style="text-align: center;">式</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(5) 鉄筋組立（トンネル内構造物）1t当り単価表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">施工歩掛コード</td> <td style="width: 80%;"></td> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">規 格</th> <th style="text-align: center;">単 位</th> </tr> <tr> <td>トンネル世話役</td> <td></td> <td style="text-align: center;">人</td> </tr> <tr> <td>トンネル特殊工</td> <td></td> <td style="text-align: center;">#</td> </tr> <tr> <td>トンネル作業員</td> <td></td> <td style="text-align: center;">#</td> </tr> <tr> <td>ラフテレーンクレーン 費</td> <td>油圧吊钩ジブ型 吐出対象型(2014年規制) 最大吊上能力25t吊</td> <td style="text-align: center;">日</td> </tr> <tr> <td>諸雑費</td> <td></td> <td style="text-align: center;">式</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(6) 鉄筋組立（差筋および杭頭処理）1t当り単価表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">施工歩掛コード</td> <td style="width: 80%;"></td> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">規 格</th> <th style="text-align: center;">単 位</th> </tr> <tr> <td>土木一般世話役</td> <td></td> <td style="text-align: center;">人</td> </tr> <tr> <td>鉄筋工</td> <td></td> <td style="text-align: center;">#</td> </tr> <tr> <td>普通作業員</td> <td></td> <td style="text-align: center;">#</td> </tr> <tr> <td>諸雑費</td> <td></td> <td style="text-align: center;">式</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		施工歩掛コード		名 称	規 格	単 位	土木一般世話役		人	鉄筋工		#	普通作業員		#	諸雑費		式	計				施工歩掛コード		名 称	規 格	単 位	トンネル世話役		人	トンネル特殊工		#	トンネル作業員		#	ラフテレーンクレーン 費	油圧吊钩ジブ型 吐出対象型(2014年規制) 最大吊上能力25t吊	日	諸雑費		式	計				施工歩掛コード		名 称	規 格	単 位	土木一般世話役		人	鉄筋工		#	普通作業員		#	諸雑費		式	計			
	施工歩掛コード																																																																			
名 称	規 格	単 位																																																																		
土木一般世話役		人																																																																		
鉄筋工		#																																																																		
普通作業員		#																																																																		
諸雑費		式																																																																		
計																																																																				
	施工歩掛コード																																																																			
名 称	規 格	単 位																																																																		
トンネル世話役		人																																																																		
トンネル特殊工		#																																																																		
トンネル作業員		#																																																																		
ラフテレーンクレーン 費	油圧吊钩ジブ型 吐出対象型(2014年規制) 最大吊上能力25t吊	日																																																																		
諸雑費		式																																																																		
計																																																																				
	施工歩掛コード																																																																			
名 称	規 格	単 位																																																																		
土木一般世話役		人																																																																		
鉄筋工		#																																																																		
普通作業員		#																																																																		
諸雑費		式																																																																		
計																																																																				

土木工事標準積算基準書 一部改正 新旧対照表

工種	鉄筋工
----	-----

改正理由	新規	現 行	改 正	備 考																																																																																																																																							
			<p style="color: red; font-size: small;">(7) ガス圧接継手100箇所当り単価表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td colspan="5" style="text-align: right; font-size: x-small;">施工手順コード</td> </tr> <tr> <th style="width: 30%;">名 称</th> <th style="width: 20%;">規 格</th> <th style="width: 10%;">単 位</th> <th style="width: 10%;">数 量</th> <th style="width: 30%;">摘 要</th> </tr> <tr> <td>土 木 一 般 世 話 役</td> <td></td> <td>人</td> <td></td> <td>表3.8</td> </tr> <tr> <td>鉄 筋 工</td> <td></td> <td>〃</td> <td></td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>溶 接 工</td> <td></td> <td>〃</td> <td></td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>普 通 作 業 員</td> <td></td> <td>〃</td> <td></td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>アセチレンガス</td> <td></td> <td>kg</td> <td></td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>酸 素</td> <td></td> <td>m3</td> <td></td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>諸 雑 費</td> <td></td> <td>式</td> <td>1</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p style="color: red; font-size: small;">(8) 機械式継手（グラウト）100箇所当り単価表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td colspan="5" style="text-align: right; font-size: x-small;">施工手順コード</td> </tr> <tr> <th style="width: 30%;">名 称</th> <th style="width: 20%;">規 格</th> <th style="width: 10%;">単 位</th> <th style="width: 10%;">数 量</th> <th style="width: 30%;">摘 要</th> </tr> <tr> <td>土 木 一 般 世 話 役</td> <td></td> <td>人</td> <td></td> <td>表3.9</td> </tr> <tr> <td>鉄 筋 工</td> <td></td> <td>〃</td> <td></td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>普 通 作 業 員</td> <td></td> <td>〃</td> <td></td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>継 手</td> <td></td> <td>セット</td> <td>100</td> <td></td> </tr> <tr> <td>グ ラ ウ ト 材</td> <td></td> <td>個</td> <td></td> <td>式3.2</td> </tr> <tr> <td>諸 雑 費</td> <td></td> <td>式</td> <td>1</td> <td>表3.9</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p style="color: red; font-size: small;">(9) 機械式継手（ねじ加工）100箇所当り単価表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="5" style="text-align: right; font-size: x-small;">施工手順コード</td> </tr> <tr> <th style="width: 30%;">名 称</th> <th style="width: 20%;">規 格</th> <th style="width: 10%;">単 位</th> <th style="width: 10%;">数 量</th> <th style="width: 30%;">摘 要</th> </tr> <tr> <td>土 木 一 般 世 話 役</td> <td></td> <td>人</td> <td></td> <td>表3.11</td> </tr> <tr> <td>鉄 筋 工</td> <td></td> <td>〃</td> <td></td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>普 通 作 業 員</td> <td></td> <td>〃</td> <td></td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>継 手</td> <td></td> <td>セット</td> <td>100</td> <td></td> </tr> <tr> <td>諸 雑 費</td> <td></td> <td>式</td> <td>1</td> <td>表3.11</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	施工手順コード					名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要	土 木 一 般 世 話 役		人		表3.8	鉄 筋 工		〃		〃	溶 接 工		〃		〃	普 通 作 業 員		〃		〃	アセチレンガス		kg		〃	酸 素		m3		〃	諸 雑 費		式	1	〃	計					施工手順コード					名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要	土 木 一 般 世 話 役		人		表3.9	鉄 筋 工		〃		〃	普 通 作 業 員		〃		〃	継 手		セット	100		グ ラ ウ ト 材		個		式3.2	諸 雑 費		式	1	表3.9	計					施工手順コード					名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要	土 木 一 般 世 話 役		人		表3.11	鉄 筋 工		〃		〃	普 通 作 業 員		〃		〃	継 手		セット	100		諸 雑 費		式	1	表3.11	計					
施工手順コード																																																																																																																																											
名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要																																																																																																																																							
土 木 一 般 世 話 役		人		表3.8																																																																																																																																							
鉄 筋 工		〃		〃																																																																																																																																							
溶 接 工		〃		〃																																																																																																																																							
普 通 作 業 員		〃		〃																																																																																																																																							
アセチレンガス		kg		〃																																																																																																																																							
酸 素		m3		〃																																																																																																																																							
諸 雑 費		式	1	〃																																																																																																																																							
計																																																																																																																																											
施工手順コード																																																																																																																																											
名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要																																																																																																																																							
土 木 一 般 世 話 役		人		表3.9																																																																																																																																							
鉄 筋 工		〃		〃																																																																																																																																							
普 通 作 業 員		〃		〃																																																																																																																																							
継 手		セット	100																																																																																																																																								
グ ラ ウ ト 材		個		式3.2																																																																																																																																							
諸 雑 費		式	1	表3.9																																																																																																																																							
計																																																																																																																																											
施工手順コード																																																																																																																																											
名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要																																																																																																																																							
土 木 一 般 世 話 役		人		表3.11																																																																																																																																							
鉄 筋 工		〃		〃																																																																																																																																							
普 通 作 業 員		〃		〃																																																																																																																																							
継 手		セット	100																																																																																																																																								
諸 雑 費		式	1	表3.11																																																																																																																																							
計																																																																																																																																											

土木工事標準積算基準書 一部改正 新旧対照表

工種	鉄筋工
----	-----

改正理由	新規	現 行	改 正	備 考																																																																																																					
			<p>5. 施工単価入力基準表</p> <p>(1) 鉄筋工 加工・組立</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width: 20%;">施工歩掛コード</td> <td style="width: 10%;">S014</td> <td style="width: 10%;">施工単位</td> <td style="width: 10%;">t</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>施工区分</td> <td colspan="5" style="text-align: center;">入 力 条 件</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">各 種</td> <td style="text-align: center;">J 1</td> <td style="text-align: center;">J 2</td> <td style="text-align: center;">J 3</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">J 4</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">作業区分 ①加工 ②組立 ③加工・組立</td> <td style="text-align: center;">組立区分 ①一般構造物 ②橋梁用床板 ③場所打ち杭の鉄筋かご ④トンネル内構造物 ⑤窓枠および杭頭処理</td> <td style="text-align: center;">鉄筋材料 規格・径 (表 5. 1)</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">ラフアレーンクレーン 賃料補正係数 ①標準 ②標準以外 (実数入力)</td> </tr> </table> <p>(注) 1. J 1条件で①を選択した場合は、J 2条件は入力する必要はない。 2. J 2条件で③、⑤を選択した場合は、J 4条件は入力する必要はない。 3. J 2条件で②を選択した場合は、J 3条件で表 5. 1における区分D10及びD29～D51を選択できない。 4. J 2条件で④を選択した場合は、J 3条件で表 5. 1における区分D10及びD38～D51を選択できない。 5. ラフアレーンクレーンの賃料補正 (夜間補正) を行った場合は、労務費調整係数も入力すること。</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">表 5. 1 鉄筋材料規格・径</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 10%;">番 号</th> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 10%;">番 号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">SD295</td> <td style="text-align: center;">D10</td> <td style="text-align: center;">D13</td> <td style="text-align: center;">㉑</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">D13</td> <td style="text-align: center;">D16</td> <td style="text-align: center;">㉒</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">D16</td> <td style="text-align: center;">D19</td> <td style="text-align: center;">㉓</td> </tr> <tr> <td rowspan="8" style="text-align: center;">SD345</td> <td style="text-align: center;">D10</td> <td style="text-align: center;">D22</td> <td style="text-align: center;">㉔</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">D13</td> <td style="text-align: center;">D25</td> <td style="text-align: center;">㉕</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">D16～D25</td> <td style="text-align: center;">D29</td> <td style="text-align: center;">㉖</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">D29～D32</td> <td style="text-align: center;">D32</td> <td style="text-align: center;">㉗</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">D35</td> <td style="text-align: center;">D35</td> <td style="text-align: center;">㉘</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">D38</td> <td style="text-align: center;">D38</td> <td style="text-align: center;">㉙</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">D41</td> <td style="text-align: center;">D41</td> <td style="text-align: center;">㉚</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">D51</td> <td style="text-align: center;">D51</td> <td style="text-align: center;">㉛</td> </tr> <tr> <td rowspan="5" style="text-align: center;">SD390</td> <td style="text-align: center;">D25</td> <td style="text-align: center;">D25</td> <td style="text-align: center;">㉜</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">D29</td> <td style="text-align: center;">D29</td> <td style="text-align: center;">㉝</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">D32</td> <td style="text-align: center;">D32</td> <td style="text-align: center;">㉞</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">D35</td> <td style="text-align: center;">D35</td> <td style="text-align: center;">㉟</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">D38</td> <td style="text-align: center;">D38</td> <td style="text-align: center;">㊱</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">SD490</td> <td style="text-align: center;">D41</td> <td style="text-align: center;">D41</td> <td style="text-align: center;">㊲</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">D35</td> <td style="text-align: center;">D35</td> <td style="text-align: center;">㊳</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">D38</td> <td style="text-align: center;">D38</td> <td style="text-align: center;">㊴</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">D41</td> <td style="text-align: center;">D41</td> <td style="text-align: center;">㊵</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">SR235</td> <td style="text-align: center;">φ 9</td> <td style="text-align: center;">φ 9</td> <td style="text-align: center;">㊶</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">φ 13</td> <td style="text-align: center;">φ 13</td> <td style="text-align: center;">㊷</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">φ 16～φ 25</td> <td style="text-align: center;">φ 16～φ 25</td> <td style="text-align: center;">㊸</td> </tr> </tbody> </table>	施工歩掛コード	S014	施工単位	t			施工区分	入 力 条 件					各 種	J 1	J 2	J 3	J 4		作業区分 ①加工 ②組立 ③加工・組立	組立区分 ①一般構造物 ②橋梁用床板 ③場所打ち杭の鉄筋かご ④トンネル内構造物 ⑤窓枠および杭頭処理	鉄筋材料 規格・径 (表 5. 1)	ラフアレーンクレーン 賃料補正係数 ①標準 ②標準以外 (実数入力)		区 分	番 号	区 分	番 号	SD295	D10	D13	㉑	D13	D16	㉒	D16	D19	㉓	SD345	D10	D22	㉔	D13	D25	㉕	D16～D25	D29	㉖	D29～D32	D32	㉗	D35	D35	㉘	D38	D38	㉙	D41	D41	㉚	D51	D51	㉛	SD390	D25	D25	㉜	D29	D29	㉝	D32	D32	㉞	D35	D35	㉟	D38	D38	㊱	SD490	D41	D41	㊲	D35	D35	㊳	D38	D38	㊴	D41	D41	㊵	SR235	φ 9	φ 9	㊶	φ 13	φ 13	㊷	φ 16～φ 25	φ 16～φ 25	㊸	
施工歩掛コード	S014	施工単位	t																																																																																																						
施工区分	入 力 条 件																																																																																																								
各 種	J 1	J 2	J 3	J 4																																																																																																					
	作業区分 ①加工 ②組立 ③加工・組立	組立区分 ①一般構造物 ②橋梁用床板 ③場所打ち杭の鉄筋かご ④トンネル内構造物 ⑤窓枠および杭頭処理	鉄筋材料 規格・径 (表 5. 1)	ラフアレーンクレーン 賃料補正係数 ①標準 ②標準以外 (実数入力)																																																																																																					
区 分	番 号	区 分	番 号																																																																																																						
SD295	D10	D13	㉑																																																																																																						
	D13	D16	㉒																																																																																																						
	D16	D19	㉓																																																																																																						
SD345	D10	D22	㉔																																																																																																						
	D13	D25	㉕																																																																																																						
	D16～D25	D29	㉖																																																																																																						
	D29～D32	D32	㉗																																																																																																						
	D35	D35	㉘																																																																																																						
	D38	D38	㉙																																																																																																						
	D41	D41	㉚																																																																																																						
	D51	D51	㉛																																																																																																						
SD390	D25	D25	㉜																																																																																																						
	D29	D29	㉝																																																																																																						
	D32	D32	㉞																																																																																																						
	D35	D35	㉟																																																																																																						
	D38	D38	㊱																																																																																																						
SD490	D41	D41	㊲																																																																																																						
	D35	D35	㊳																																																																																																						
	D38	D38	㊴																																																																																																						
	D41	D41	㊵																																																																																																						
SR235	φ 9	φ 9	㊶																																																																																																						
	φ 13	φ 13	㊷																																																																																																						
	φ 16～φ 25	φ 16～φ 25	㊸																																																																																																						

土木工事標準積算基準書 一部改正 新旧対照表

工種	鉄筋工
----	-----

改正理由	新規																																																																	
現 行	改 正	備 考																																																																
	<p>(2) 鉄筋工 ガス圧接継手・機械式継手</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="font-size: small;">施工歩掛コード</td> <td style="text-align: center;">S0141</td> <td style="font-size: small;">施工単位</td> <td style="text-align: center;">箇所</td> </tr> <tr> <td style="font-size: small;">施工区分</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">入 力 条 件</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">J 1</td> <td style="text-align: center;">J 2</td> <td style="text-align: center;">J 3</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">各 種</td> <td style="text-align: center;">作業区分 ①ガス圧接 ②機械式継手（グラウト） ③機械式継手（ねじ加工）</td> <td style="text-align: center;">規格・仕様 (表 5. 2)</td> <td style="text-align: center;">グラウト材 使用量 (個/100箇所) (実数入力)</td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">(注) 1. 本コードは、グラウト材の材料ロスを含んでいるため、J 3条件の使用量は設計量（ロス率による割増をしない数量）を入力すること。 2. J 1条件で①、③を選択した場合は、J 3条件を入力する必要はない。 3. J 1条件で①を選択した場合は、J 2条件で①及び②を選択できない。 4. J 1条件で②を選択した場合は、グラウト材(円-163500) [円/個]を単価登録すること。 5. J 1条件で②、③を選択した場合は、継手(円-147900) [円/個]を単価登録すること。</p> <p style="text-align: center; font-size: small;">表 5. 2 規格・仕様</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; font-size: x-small;"> <thead> <tr> <th>規格・仕様</th> <th>番号</th> <th>規格・仕様</th> <th>番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>D13+D13</td><td style="text-align: center;">①</td><td>D16</td><td style="text-align: center;">⑫</td></tr> <tr><td>D16+D16</td><td style="text-align: center;">②</td><td>D19</td><td style="text-align: center;">⑬</td></tr> <tr><td>D19+D19</td><td style="text-align: center;">③</td><td>D22</td><td style="text-align: center;">⑭</td></tr> <tr><td>D22+D22</td><td style="text-align: center;">④</td><td>D25</td><td style="text-align: center;">⑮</td></tr> <tr><td>D25+D25</td><td style="text-align: center;">⑤</td><td>D29</td><td style="text-align: center;">⑯</td></tr> <tr><td>D29+D29</td><td style="text-align: center;">⑥</td><td>D32</td><td style="text-align: center;">⑰</td></tr> <tr><td>D32+D32</td><td style="text-align: center;">⑦</td><td>D35</td><td style="text-align: center;">⑱</td></tr> <tr><td>D35+D35</td><td style="text-align: center;">⑧</td><td>D38</td><td style="text-align: center;">⑲</td></tr> <tr><td>D38+D38</td><td style="text-align: center;">⑨</td><td>D41</td><td style="text-align: center;">⑳</td></tr> <tr><td>D41+D41</td><td style="text-align: center;">⑩</td><td>D51</td><td style="text-align: center;">㉑</td></tr> <tr><td>D51+D51</td><td style="text-align: center;">⑪</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	施工歩掛コード	S0141	施工単位	箇所	施工区分	入 力 条 件				J 1	J 2	J 3	各 種	作業区分 ①ガス圧接 ②機械式継手（グラウト） ③機械式継手（ねじ加工）	規格・仕様 (表 5. 2)	グラウト材 使用量 (個/100箇所) (実数入力)	規格・仕様	番号	規格・仕様	番号	D13+D13	①	D16	⑫	D16+D16	②	D19	⑬	D19+D19	③	D22	⑭	D22+D22	④	D25	⑮	D25+D25	⑤	D29	⑯	D29+D29	⑥	D32	⑰	D32+D32	⑦	D35	⑱	D35+D35	⑧	D38	⑲	D38+D38	⑨	D41	⑳	D41+D41	⑩	D51	㉑	D51+D51	⑪			
施工歩掛コード	S0141	施工単位	箇所																																																															
施工区分	入 力 条 件																																																																	
	J 1	J 2	J 3																																																															
各 種	作業区分 ①ガス圧接 ②機械式継手（グラウト） ③機械式継手（ねじ加工）	規格・仕様 (表 5. 2)	グラウト材 使用量 (個/100箇所) (実数入力)																																																															
規格・仕様	番号	規格・仕様	番号																																																															
D13+D13	①	D16	⑫																																																															
D16+D16	②	D19	⑬																																																															
D19+D19	③	D22	⑭																																																															
D22+D22	④	D25	⑮																																																															
D25+D25	⑤	D29	⑯																																																															
D29+D29	⑥	D32	⑰																																																															
D32+D32	⑦	D35	⑱																																																															
D35+D35	⑧	D38	⑲																																																															
D38+D38	⑨	D41	⑳																																																															
D41+D41	⑩	D51	㉑																																																															
D51+D51	⑪																																																																	

土木工事標準積算基準書 一部改正 新旧対照表

工種	鉄筋工(太径鉄筋含む)
----	-------------

改正理由	廃止	現 行	改 正	備 考				
		<h2 style="margin: 0;">第2章 市 場 単 価</h2> <p>① 鉄 筋 工</p> <p>①-1 鉄筋工(太径鉄筋含む)</p> <p>1. 適用範囲</p> <p>本資料は、市場単価方式による鉄筋工に適用する。</p> <p>1-1 市場単価が適用できる範囲</p> <p>(1) 河川、海岸、道路、水路、コンクリート橋梁、鋼橋用及びコンクリート橋（PCコンボ橋、PC合成桁橋）用床版（PC床版は除く）等の鉄筋構造物の加工・組立、及び、差筋（削孔等を行うあと施工アンカーは除く）、場所打杭の鉄筋かごの加工・組立。</p> <p>(2) 鉄筋径は、D10（φ9）以上D51（φ51）以下とする。</p> <p>1-2 市場単価が適用できない範囲</p> <p>(1) 土木工事積算基準書等により別途積算するもの。</p> <p>1) 表1.1に示す工種。</p> <p>2) ダム本体工事における鉄筋工。</p> <p>(2) 特別調査等別途考慮するもの。</p> <p>1) 表1.2に示す工種。</p> <p>2) 鉄筋加工、もしくは、鉄筋組立のみ。</p> <p>3) 離島及び山間僻地等で、明らかに単価が異なると判断される地域の場合。</p> <p>4) 25t吊以下のトラッククレーン及びラフテレーンクレーン以外のクレーンを使用する場合。</p> <p>5) その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価が適用できない場合。</p> <div style="margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center; font-size: small;">表1.1 土木工事積算基準書等により別途積算するもの</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%; padding: 2px;"> コンクリートブロック積（張）の連結ブロック等の連結用鉄筋工 コンクリート舗装工 道路維持修繕の橋梁地覆補修工 ポストテンション桁製作 PC橋架設工 ポストテンション場所打ホロスラブ橋 ポストテンション場所打箱桁橋 伸縮装置工 香座拡幅工 </td> <td style="width: 20%; text-align: center; vertical-align: middle; padding: 2px;">基準書による</td> </tr> </table> </div> <div style="margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center; font-size: small;">表1.2 特別調査によるもの</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%; padding: 2px;"> コンクリート山止め壁工の場所打連続壁工 その他（特に加工・組立が困難な構造物） </td> <td style="width: 30%; text-align: center; vertical-align: middle; padding: 2px;">特別調査等 別途考慮</td> </tr> </table> </div>	コンクリートブロック積（張）の連結ブロック等の連結用鉄筋工 コンクリート舗装工 道路維持修繕の橋梁地覆補修工 ポストテンション桁製作 PC橋架設工 ポストテンション場所打ホロスラブ橋 ポストテンション場所打箱桁橋 伸縮装置工 香座拡幅工	基準書による	コンクリート山止め壁工の場所打連続壁工 その他（特に加工・組立が困難な構造物）	特別調査等 別途考慮	<p style="font-size: 2em;">→</p> <p style="font-size: 1.5em;">削除</p>	<p style="font-size: 1.2em;">歩掛の廃止</p>
コンクリートブロック積（張）の連結ブロック等の連結用鉄筋工 コンクリート舗装工 道路維持修繕の橋梁地覆補修工 ポストテンション桁製作 PC橋架設工 ポストテンション場所打ホロスラブ橋 ポストテンション場所打箱桁橋 伸縮装置工 香座拡幅工	基準書による							
コンクリート山止め壁工の場所打連続壁工 その他（特に加工・組立が困難な構造物）	特別調査等 別途考慮							
		VI-2-①-1						

土木工事標準積算基準書 一部改正 新旧対照表

工種	鉄筋工(太径鉄筋含む)
----	-------------

改正理由	現 行	改 正	備 考																													
	<p>2. 市場単価の設定</p> <p>2-1 市場単価の構成と範囲</p> <p>市場単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線の部分である。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <th rowspan="2">工 種</th> <th colspan="3">市場単価</th> </tr> <tr> <th>機</th> <th>労</th> <th>材</th> </tr> <tr> <td>鉄筋工</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×※</td> </tr> </table> <p>(注) 1. 単価は材料費を含まない。ただし、結束線、スペーサなどの副資材を含む。場所打杭用かご筋は、補強材及びスペーサーに異形棒鋼または丸鋼以外を使用する場合、補強材及びスペーサーの材料費を含まない。また、25t吊以下のトラッククレーン及びラフテレーンクレーンを必要とする場合の賃料を含む。</p> <p>2. ガス圧接費、及び機械継手費を含まない。</p> <p>3. 単価は場所打杭用かご筋の場合、固定金具の設置手間は含むが、材料費は含まない。また、補強材及びスペーサーの計上区分は次表による。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <caption>表2.1 場所打杭用かご筋の計上区分</caption> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>異形棒鋼または丸鋼を使用</th> <th>左記以外を使用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補強材(補強リング)</td> <td>鉄筋材料費に含む※</td> <td>材料費・加工費を別途計上</td> </tr> <tr> <td>スペーサ</td> <td>鉄筋材料費に含む※</td> <td>材料費を別途計上</td> </tr> </tbody> </table> <p>4. ※については、施工単価入力基準 (SF201) により考慮されるため、(注)1. で「単価は材料費を含まない」としているが、別途計上する必要はない。</p> <p>2-2 市場単価の規格・仕様</p> <p>鉄筋工の市場単価の規格・仕様区分は、下表のとおりである。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <caption>表2.2 規格・仕様区分</caption> <thead> <tr> <th>規 格 ・ 仕 様</th> <th>適 用 基 準</th> <th>単 位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般構造物</td> <td>構造物の鉄筋の加工・組立</td> <td>t</td> </tr> <tr> <td>場所打杭用かご筋</td> <td>場所打杭用鉄筋かごの加工・組立</td> <td>t</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. クレーン使用を標準とする。</p> <p>2. 規格・仕様区分における「場所打杭用かご筋」は、かご筋をあらかじめ掘削坑内以外において組立する場合に適用し、掘削坑内でかご状に組立する場合については「一般構造物」を適用する。</p> <p>3. 場所打杭用かご筋は、固定金具、補強材及びスペーサの重量は含めない。ただし、補強材及びスペーサーに異形棒鋼または丸鋼を使用する場合は、補強材及びスペーサの重量を加算する。</p>	工 種	市場単価			機	労	材	鉄筋工	○	○	×※	区分	異形棒鋼または丸鋼を使用	左記以外を使用	補強材(補強リング)	鉄筋材料費に含む※	材料費・加工費を別途計上	スペーサ	鉄筋材料費に含む※	材料費を別途計上	規 格 ・ 仕 様	適 用 基 準	単 位	一般構造物	構造物の鉄筋の加工・組立	t	場所打杭用かご筋	場所打杭用鉄筋かごの加工・組立	t	<p>削除</p>	<p>歩掛の廃止</p>
工 種	市場単価																															
	機	労	材																													
鉄筋工	○	○	×※																													
区分	異形棒鋼または丸鋼を使用	左記以外を使用																														
補強材(補強リング)	鉄筋材料費に含む※	材料費・加工費を別途計上																														
スペーサ	鉄筋材料費に含む※	材料費を別途計上																														
規 格 ・ 仕 様	適 用 基 準	単 位																														
一般構造物	構造物の鉄筋の加工・組立	t																														
場所打杭用かご筋	場所打杭用鉄筋かごの加工・組立	t																														

土木工事標準積算基準書 一部改正 新旧対照表

工種	鉄筋工(太径鉄筋含む)
----	-------------

改正理由	廃止	
	現 行	改 正
		<p>備考</p> <p>歩掛の廃止</p>
	<p>VI-2-①-3</p>	

土木工事標準積算基準書 一部改正 新旧対照表

工種	鉄筋工(太径鉄筋含む)
----	-------------

改正理由	廃止	現 行	改 正	備 考																																																																						
		<p>2-3 加算率、補正係数</p> <p>(1) 加算率・補正係数の適用基準</p> <p style="text-align: center;">表2.3 加算率・補正係数の適用基準</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>規格・仕様</th> <th>適用基準</th> <th>記号</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">加算率</td> <td>標準</td> <td>S₀</td> <td>全体数量</td> </tr> <tr> <td>1 工事の施工規模が標準より小さい場合(10 t未満)は、対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。 複数の規格・仕様区分を含む工事の施工規模の判定は、1 工事における全規格・仕様の全体数量で判定する。</td> <td>S₁</td> <td>全体数量</td> </tr> </tbody> </table> <p>1) 補正係数1 (必要条件を選択)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td rowspan="5">補正係数1</td> <td>時間的制約を受ける場合</td> <td>通常勤務すべき1日の作業時間(所定労働時間)を7時間以下4時間以上に制限する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。</td> <td>K₁</td> <td>対象数量</td> </tr> <tr> <td>夜間作業</td> <td>通常勤務すべき時間(所定労働時間)帯を変更して、作業時間が夜間(20時～6時)にかかる場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。</td> <td>K₂</td> <td>対象数量</td> </tr> <tr> <td>トンネル内作業</td> <td>トンネル内の鉄筋組立作業を伴う場合、単価を係数で補正する。</td> <td>K₃</td> <td>対象数量</td> </tr> <tr> <td>法面作業</td> <td>勾配が1:1.5より急勾配の場合、単価を係数で補正する。</td> <td>K₄</td> <td>対象数量</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">太径鉄筋</td> <td>1 単位当り構造物のうち、太径鉄筋の割合が10%以上20%未満の場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。</td> <td>K₅</td> <td>対象構造物別数量</td> </tr> <tr> <td>1 単位当り構造物のうち、太径鉄筋の割合が20%以上40%未満の場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。</td> <td>K₆</td> <td>対象構造物別数量</td> </tr> <tr> <td>1 単位当り構造物のうち、太径鉄筋の割合が40%以上の場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。</td> <td>K₇</td> <td>対象構造物別数量</td> </tr> </tbody> </table> <p>2) 補正係数2 (1項目を選択)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td rowspan="5">補正係数2</td> <td>切梁のある構造物</td> <td>切梁のある構造物、立坑、及び、深礎工(細坑内組立て)の場合、単価を係数で補正する。(H₁)<(H₂)×2</td> <td>T₁</td> <td>対象数量</td> </tr> <tr> <td>地下構造物</td> <td>地表面下、覆工板等に覆われて施工する構造物の場合、単価を係数で補正する。</td> <td>T₂</td> <td>対象数量</td> </tr> <tr> <td>橋梁用床版</td> <td>鋼橋用及びコンクリート橋(PCコンボ橋、PC合成桁橋)用床版(PC床版は除く)の場合、単価を係数で補正する。</td> <td>T₃</td> <td>対象数量</td> </tr> <tr> <td>RC場所打ホロスラブ橋</td> <td>RC場所打ホロスラブ橋の場合、単価を係数で補正する。</td> <td>T₄</td> <td>対象数量</td> </tr> <tr> <td>差筋及び抗頭処理</td> <td>差筋もしくは抗頭処理の場合、単価を係数で補正する。</td> <td>T₅</td> <td>対象数量</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 太径鉄筋(D38以上D51以下)の割合が10%以上の場合は、係数で補正する。ただし、太径鉄筋の割合が10%未満の場合は、係数の補正は行わない。 2. 太径鉄筋の補正係数は、1 単位当り構造物の単価を係数で補正する。 3. 太径鉄筋の割合は、以下の方法で計算する。 $\text{太径鉄筋の割合} = \frac{1 \text{ 単位当り構造物の設計太径鉄筋質量}}{1 \text{ 単位当り構造物の設計鉄筋質量}}$</p> <p>(2) 加算率・補正係数の数値</p> <p style="text-align: center;">表2.4 加算率の数値</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>記号</th> <th colspan="2">1 工 事 当 り の 全 体 数 量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">加算率</td> <td>施工規模</td> <td>S₀</td> <td>10 t 以上 0%</td> </tr> <tr> <td>施工規模</td> <td>S₁</td> <td>10 t 未満 15%</td> </tr> </tbody> </table>	規格・仕様	適用基準	記号	備考	加算率	標準	S ₀	全体数量	1 工事の施工規模が標準より小さい場合(10 t未満)は、対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。 複数の規格・仕様区分を含む工事の施工規模の判定は、1 工事における全規格・仕様の全体数量で判定する。	S ₁	全体数量	補正係数1	時間的制約を受ける場合	通常勤務すべき1日の作業時間(所定労働時間)を7時間以下4時間以上に制限する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₁	対象数量	夜間作業	通常勤務すべき時間(所定労働時間)帯を変更して、作業時間が夜間(20時～6時)にかかる場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₂	対象数量	トンネル内作業	トンネル内の鉄筋組立作業を伴う場合、単価を係数で補正する。	K ₃	対象数量	法面作業	勾配が1:1.5より急勾配の場合、単価を係数で補正する。	K ₄	対象数量	太径鉄筋	1 単位当り構造物のうち、太径鉄筋の割合が10%以上20%未満の場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₅	対象構造物別数量	1 単位当り構造物のうち、太径鉄筋の割合が20%以上40%未満の場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₆	対象構造物別数量	1 単位当り構造物のうち、太径鉄筋の割合が40%以上の場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₇	対象構造物別数量	補正係数2	切梁のある構造物	切梁のある構造物、立坑、及び、深礎工(細坑内組立て)の場合、単価を係数で補正する。(H ₁)<(H ₂)×2	T ₁	対象数量	地下構造物	地表面下、覆工板等に覆われて施工する構造物の場合、単価を係数で補正する。	T ₂	対象数量	橋梁用床版	鋼橋用及びコンクリート橋(PCコンボ橋、PC合成桁橋)用床版(PC床版は除く)の場合、単価を係数で補正する。	T ₃	対象数量	RC場所打ホロスラブ橋	RC場所打ホロスラブ橋の場合、単価を係数で補正する。	T ₄	対象数量	差筋及び抗頭処理	差筋もしくは抗頭処理の場合、単価を係数で補正する。	T ₅	対象数量	区分	記号	1 工 事 当 り の 全 体 数 量		加算率	施工規模	S ₀	10 t 以上 0%	施工規模	S ₁	10 t 未満 15%	削除 <div style="position: absolute; left: -100px; top: 50%; transform: translateY(-50%);">→</div>	歩掛の廃止
規格・仕様	適用基準	記号	備考																																																																							
加算率	標準	S ₀	全体数量																																																																							
	1 工事の施工規模が標準より小さい場合(10 t未満)は、対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。 複数の規格・仕様区分を含む工事の施工規模の判定は、1 工事における全規格・仕様の全体数量で判定する。	S ₁	全体数量																																																																							
補正係数1	時間的制約を受ける場合	通常勤務すべき1日の作業時間(所定労働時間)を7時間以下4時間以上に制限する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₁	対象数量																																																																						
	夜間作業	通常勤務すべき時間(所定労働時間)帯を変更して、作業時間が夜間(20時～6時)にかかる場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₂	対象数量																																																																						
	トンネル内作業	トンネル内の鉄筋組立作業を伴う場合、単価を係数で補正する。	K ₃	対象数量																																																																						
	法面作業	勾配が1:1.5より急勾配の場合、単価を係数で補正する。	K ₄	対象数量																																																																						
	太径鉄筋	1 単位当り構造物のうち、太径鉄筋の割合が10%以上20%未満の場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₅	対象構造物別数量																																																																						
1 単位当り構造物のうち、太径鉄筋の割合が20%以上40%未満の場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。		K ₆	対象構造物別数量																																																																							
1 単位当り構造物のうち、太径鉄筋の割合が40%以上の場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。		K ₇	対象構造物別数量																																																																							
補正係数2	切梁のある構造物	切梁のある構造物、立坑、及び、深礎工(細坑内組立て)の場合、単価を係数で補正する。(H ₁)<(H ₂)×2	T ₁	対象数量																																																																						
	地下構造物	地表面下、覆工板等に覆われて施工する構造物の場合、単価を係数で補正する。	T ₂	対象数量																																																																						
	橋梁用床版	鋼橋用及びコンクリート橋(PCコンボ橋、PC合成桁橋)用床版(PC床版は除く)の場合、単価を係数で補正する。	T ₃	対象数量																																																																						
	RC場所打ホロスラブ橋	RC場所打ホロスラブ橋の場合、単価を係数で補正する。	T ₄	対象数量																																																																						
	差筋及び抗頭処理	差筋もしくは抗頭処理の場合、単価を係数で補正する。	T ₅	対象数量																																																																						
区分	記号	1 工 事 当 り の 全 体 数 量																																																																								
加算率	施工規模	S ₀	10 t 以上 0%																																																																							
	施工規模	S ₁	10 t 未満 15%																																																																							

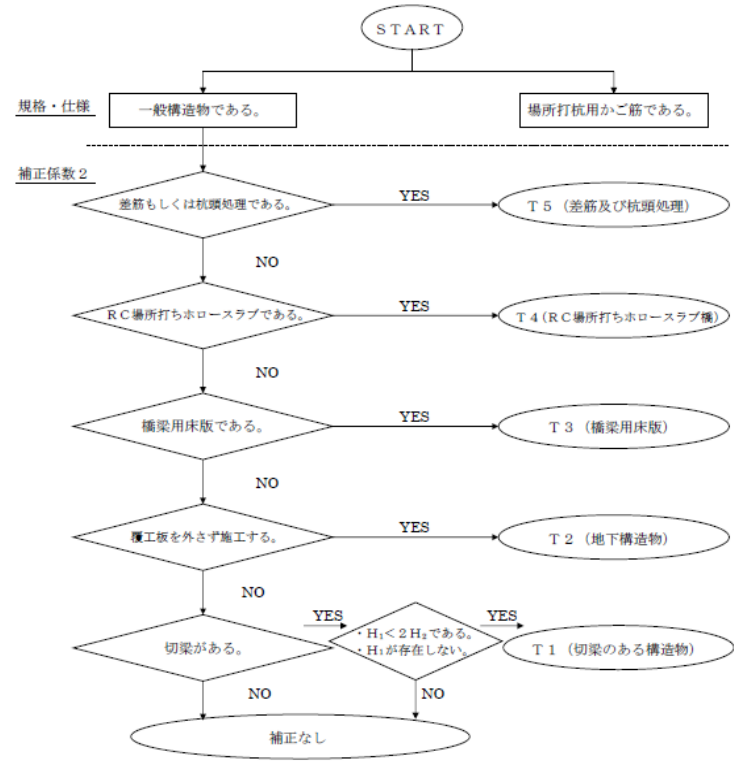
土木工事標準積算基準書 一部改正 新旧対照表

工種	鉄筋工(太径鉄筋含む)
----	-------------

改正理由	廃止	現 行	改 正	備 考																																																
		<p style="text-align: center;">表2.5 補正係数の数値</p> <p>1) 補正係数1 (必要条件を選択)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th rowspan="8" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">補正係数1</th> <th colspan="2">区 分</th> <th>記 号</th> <th>一般構造物, 場所打杭用かご筋</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">補正係数1</td> <td>時間的制約を受ける場合</td> <td>K₁</td> <td>1.10</td> </tr> <tr> <td>夜間作業</td> <td>K₂</td> <td>1.25</td> </tr> <tr> <td>トンネル内作業</td> <td>K₃</td> <td>1.10</td> </tr> <tr> <td>法面作業</td> <td>K₄</td> <td>1.15</td> </tr> <tr> <td></td> <td>K₅</td> <td>0.9</td> </tr> <tr> <td>太径鉄筋</td> <td>K₆</td> <td>0.8</td> </tr> <tr> <td></td> <td>K₇</td> <td>0.7</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 施工規模加算率 (S_i) と時間的制約を受ける場合の補正係数 (K_i) が重複する場合は, 施工規模加算率のみを対象とする。 2. 規格・仕様区分において場所打杭用かご筋を適用する場合は, トンネル内作業の補正, 法面作業の補正を行わない。 3. トンネル内作業は, 時間的制約を受ける場合の補正, 夜間作業の補正を行わない。</p> <p>2) 補正係数2 (1項目を選択)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th rowspan="6" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">補正係数2</th> <th colspan="2">区 分</th> <th>記 号</th> <th>一般構造物</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">補正係数2</td> <td>切梁のある構造物</td> <td>T₁</td> <td>1.00</td> </tr> <tr> <td>地下構造物</td> <td>T₂</td> <td>1.10</td> </tr> <tr> <td>橋梁用床版</td> <td>T₃</td> <td>0.85</td> </tr> <tr> <td>RC場所打ホースラブ橋</td> <td>T₄</td> <td>1.15</td> </tr> <tr> <td>差筋及び杭頭処理</td> <td>T₅</td> <td>0.95</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 項目の選択は, 3. 適用にあたっての留意事項 (10) フロー図による。 2. K₃, K₄ を適用する場合, 補正係数2は適用しない。 3. K₅, K₆, K₇ を適用する場合は, T₃, T₄は適用しない。</p> <p>2-4 直接工事費の算出 直接工事費=設計単価(注1)×設計数量+材料費(注2) (注1) 設計単価=標準の市場単価×(1+S₀ or S₁/100)×(K₁×K₂×……×K₇)×(T₁ or T₂ or …… or T₅) ※ T₁～T₅は1項目を選択 (注2) 材料費の計上は次による。 材料費=設計質量×1.03(ロス分)×鉄筋材料単価</p> <p>3. 適用にあたっての留意事項 市場単価の適用にあたっては, 以下の点に留意すること。 (1) 普通鉄筋・異形鉄筋とも同一条件とし, 市場単価の区分はしない。 (2) 鉄筋強度, 長さは問わない。 (3) 鉄筋工の継手は, 重ね継手を標準とし, 機械継手の場合は, 機械継手の材料費・設置手間を別途計上する。 また, ガス圧接の場合は, 土木工事標準積算基準書第VI編第2章①-2鉄筋工(ガス圧接工)によるものとする。 (4) フック鉄筋以外の定着工法用の鉄筋加工費, 鉄筋のねじ切り加工費は別途計上する。 (5) フレアー溶接を行う場合は, フレアー溶接費用を別途計上する。</p>	補正係数1	区 分		記 号	一般構造物, 場所打杭用かご筋	補正係数1	時間的制約を受ける場合	K ₁	1.10	夜間作業	K ₂	1.25	トンネル内作業	K ₃	1.10	法面作業	K ₄	1.15		K ₅	0.9	太径鉄筋	K ₆	0.8		K ₇	0.7	補正係数2	区 分		記 号	一般構造物	補正係数2	切梁のある構造物	T ₁	1.00	地下構造物	T ₂	1.10	橋梁用床版	T ₃	0.85	RC場所打ホースラブ橋	T ₄	1.15	差筋及び杭頭処理	T ₅	0.95	→ 削除	歩掛の廃止
補正係数1	区 分			記 号	一般構造物, 場所打杭用かご筋																																															
	補正係数1	時間的制約を受ける場合		K ₁	1.10																																															
		夜間作業		K ₂	1.25																																															
		トンネル内作業		K ₃	1.10																																															
		法面作業		K ₄	1.15																																															
				K ₅	0.9																																															
		太径鉄筋		K ₆	0.8																																															
			K ₇	0.7																																																
補正係数2	区 分		記 号	一般構造物																																																
	補正係数2	切梁のある構造物	T ₁	1.00																																																
		地下構造物	T ₂	1.10																																																
		橋梁用床版	T ₃	0.85																																																
		RC場所打ホースラブ橋	T ₄	1.15																																																
		差筋及び杭頭処理	T ₅	0.95																																																
			VI-2-①-5																																																	

土木工事標準積算基準書 一部改正 新旧対照表

工種	鉄筋工(太径鉄筋含む)
----	-------------

改正理由	廃止	
現 行	改 正	備 考
<p>(6) 場所打抗用かご筋は、固定金具の設置手間は含むが、材料費は含まない。また、補強材及びスペーサは表2.1の計上区分による。</p> <p>(7) 架台を必要とする場合は、架台の製作・組立費用を別途計上する。</p> <p>(8) 組立鋼材(形鋼)を必要とする場合は、組立鋼材(形鋼)の材料費・設置手間(クレーン等による組立鋼材(形鋼)設置、組立鋼材(形鋼)とライナープレートなどの接合費用等)を別途計上(特別調査等)する。</p> <p>(9) 一工事に複数の補正係数2(タイプ)に該当する場合は、それぞれの「補正係数2」毎の単価を適用する。ただし、施工規模加算率の判定は一工事全体の合計数量で判定する。</p> <p>(10) 規格・仕様区分及び補正係数2の適用は次に示すフローによる。</p>  <pre> graph TD START([START]) --> Q1{規格・仕様 一般構造物である。} START --> Q2{規格・仕様 場所打抗用かご筋である。} Q1 --> Q3{補正係数2 差筋もしくは抗頭処理である。} Q2 --> Q3 Q3 -- YES --> T5([T 5 (差筋及び抗頭処理)]) Q3 -- NO --> Q4{R C場所打ちホロースラブである。} Q4 -- YES --> T4([T 4 (R C場所打ちホロースラブ種)]) Q4 -- NO --> Q5{橋梁用床版である。} Q5 -- YES --> T3([T 3 (橋梁用床版)]) Q5 -- NO --> Q6{覆工板を外さず施工する。} Q6 -- YES --> T2([T 2 (地下構造物)]) Q6 -- NO --> Q7{切梁がある。} Q7 -- YES --> Q8{H1 < 2 H2である。 H1が存在しない。} Q8 -- YES --> T1([T 1 (切梁のある構造物)]) Q8 -- NO --> End([補正なし]) Q7 -- NO --> End </pre> <p style="text-align: center;">VI-2-①-6</p>	<p>削除</p>	<p>歩掛の廃止</p>

土木工事標準積算基準書 一部改正 新旧対照表

工種	鉄筋工(太径鉄筋含む)
----	-------------

改正理由	廃止	
	現 行	改 正
	<p>(11) 使用クレーンの規格は、25 t吊り以下のトラッククレーン及びラフテレーンクレーンとする。なお、使用クレーンの規格や使用が異なる場合は別途考慮する。</p> <p>(12) 随意契約による調整を行う追加工事の取扱いは、現工事の施工規模を考慮せず、単独工事として数量を判定する。</p> <p>(13) エポキシ塗装鉄筋の場合も、適用できる。</p>	<p>削除</p>
		備考
		歩掛の廃止

土木工事標準積算基準書 一部改正 新旧対照表

工種	鉄筋工(太径鉄筋含む)
----	-------------

改正理由	廃止	現 行	改 正	備 考																																																											
		<p>表4.1 鉄筋材料規格・径</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>番 号</th> <th>区 分</th> <th>番 号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">SD295</td> <td>D10</td> <td rowspan="11">SD345 (ねじ鉄筋)</td> <td>D13</td> </tr> <tr> <td>D13</td> <td>D16</td> </tr> <tr> <td>D16</td> <td>D19</td> </tr> <tr> <td rowspan="8">SD345</td> <td>D10</td> <td>D22</td> </tr> <tr> <td>D13</td> <td>D25</td> </tr> <tr> <td>D16~D25</td> <td>D29</td> </tr> <tr> <td>D29~D32</td> <td>D32</td> </tr> <tr> <td>D35</td> <td>D35</td> </tr> <tr> <td>D38</td> <td>D38</td> </tr> <tr> <td>D41</td> <td>D41</td> </tr> <tr> <td>D51</td> <td>D51</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">SD390</td> <td>D25</td> <td rowspan="5">SD390 (ねじ鉄筋)</td> <td>D25</td> </tr> <tr> <td>D29</td> <td>D29</td> </tr> <tr> <td>D32</td> <td>D32</td> </tr> <tr> <td>D35</td> <td>D35</td> </tr> <tr> <td>D38</td> <td>D38</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">SD490</td> <td>D35</td> <td rowspan="3">SD490 (ねじ鉄筋)</td> <td>D35</td> </tr> <tr> <td>D38</td> <td>D38</td> </tr> <tr> <td>D41</td> <td>D41</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">SR235</td> <td>φ9</td> <td>各 種</td> <td>④</td> </tr> <tr> <td>φ13</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>φ16~25</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	番 号	区 分	番 号	SD295	D10	SD345 (ねじ鉄筋)	D13	D13	D16	D16	D19	SD345	D10	D22	D13	D25	D16~D25	D29	D29~D32	D32	D35	D35	D38	D38	D41	D41	D51	D51	SD390	D25	SD390 (ねじ鉄筋)	D25	D29	D29	D32	D32	D35	D35	D38	D38	SD490	D35	SD490 (ねじ鉄筋)	D35	D38	D38	D41	D41	SR235	φ9	各 種	④	φ13			φ16~25			<p>削除</p>	<p>歩掛の廃止</p>
区 分	番 号	区 分	番 号																																																												
SD295	D10	SD345 (ねじ鉄筋)	D13																																																												
	D13		D16																																																												
	D16		D19																																																												
SD345	D10		D22																																																												
	D13		D25																																																												
	D16~D25		D29																																																												
	D29~D32		D32																																																												
	D35		D35																																																												
	D38		D38																																																												
	D41		D41																																																												
	D51		D51																																																												
SD390	D25	SD390 (ねじ鉄筋)	D25																																																												
	D29		D29																																																												
	D32		D32																																																												
	D35		D35																																																												
	D38		D38																																																												
SD490	D35	SD490 (ねじ鉄筋)	D35																																																												
	D38		D38																																																												
	D41		D41																																																												
SR235	φ9	各 種	④																																																												
	φ13																																																														
	φ16~25																																																														
		<p>表4.2 太径鉄筋補正</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>太径鉄筋</th> <th>番 号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10%未満(補正無)</td> <td>①</td> </tr> <tr> <td>10%以上20%未満</td> <td>②</td> </tr> <tr> <td>20%以上40%未満</td> <td>③</td> </tr> <tr> <td>40%以上</td> <td>④</td> </tr> </tbody> </table>	太径鉄筋	番 号	10%未満(補正無)	①	10%以上20%未満	②	20%以上40%未満	③	40%以上	④	<p>表4.3 構造物種別</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>番 号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補正無(一般構造物)</td> <td>①</td> </tr> <tr> <td>切梁のある構造物</td> <td>②</td> </tr> <tr> <td>地下構造物</td> <td>③</td> </tr> <tr> <td>橋梁用床版</td> <td>④</td> </tr> <tr> <td>R C場所打ホロースラブ橋</td> <td>⑤</td> </tr> <tr> <td>差筋及び杭頭処理</td> <td>⑥</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	番 号	補正無(一般構造物)	①	切梁のある構造物	②	地下構造物	③	橋梁用床版	④	R C場所打ホロースラブ橋	⑤	差筋及び杭頭処理	⑥																																				
太径鉄筋	番 号																																																														
10%未満(補正無)	①																																																														
10%以上20%未満	②																																																														
20%以上40%未満	③																																																														
40%以上	④																																																														
区 分	番 号																																																														
補正無(一般構造物)	①																																																														
切梁のある構造物	②																																																														
地下構造物	③																																																														
橋梁用床版	④																																																														
R C場所打ホロースラブ橋	⑤																																																														
差筋及び杭頭処理	⑥																																																														

土木工事標準積算基準書 一部改正 新旧対照表

工種	鉄筋工(ガス圧接工)
----	------------

改正理由	廃止	現 行	改 正	備 考																																		
		<p>①-2 鉄筋工(ガス圧接工)</p> <p>1. 適用範囲 本資料は、市場単価方式による、ガス圧接工に適用する。</p> <p>1-1 市場単価が適用できる範囲</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 鉄筋構造物の組立作業における手動式(半自動式)、自動式のガス圧接工。 <p>1-2 市場単価が適用できない範囲</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 特別調査等別途考慮するもの <ol style="list-style-type: none"> 1) 熱間押抜法によるガス圧接工。 2) 離島及び山間僻地等で、明らかに単価が異なると判断される地域の場合。 3) その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価を適用できない場合。 <p>2. 市場単価の設定</p> <p>2-1 市場単価の構成と範囲 市場単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線部分である。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td rowspan="2">工 種</td> <td colspan="3">市場単価</td> <td rowspan="2">圧 接 作 業</td> </tr> <tr> <td>機</td> <td>労</td> <td>材</td> </tr> <tr> <td>ガス圧接工</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> </table> <p>(注) 1. 単価には、酸素、アセチレン等の材料を含む。 2. 圧接前の配筋及び圧接後の鉄筋の切断費用、試験費用は含まない。</p> <p>2-2 市場単価の規格・仕様 ガス圧接工の市場単価に適用する規格・仕様は以下のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">表2.1 規格・仕様</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>規 格 ・ 仕 様</th> <th>単 位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="9" style="text-align: center;"> ガス圧接工 [手動(半自動) 自 動] </td> <td>D19+D19</td> <td>箇所</td> </tr> <tr> <td>D22+D22</td> <td>箇所</td> </tr> <tr> <td>D25+D25</td> <td>箇所</td> </tr> <tr> <td>D29+D29</td> <td>箇所</td> </tr> <tr> <td>D32+D32</td> <td>箇所</td> </tr> <tr> <td>D35+D35</td> <td>箇所</td> </tr> <tr> <td>D38+D38</td> <td>箇所</td> </tr> <tr> <td>D41+D41</td> <td>箇所</td> </tr> <tr> <td>D51+D51</td> <td>箇所</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 径違いの圧接の場合は、上位規格の規格・仕様を適用する。 2. 手動(半自動)、自動の区分は問わない。</p>	工 種	市場単価			圧 接 作 業	機	労	材	ガス圧接工	○	○	○		規 格 ・ 仕 様	単 位	ガス圧接工 [手動(半自動) 自 動]	D19+D19	箇所	D22+D22	箇所	D25+D25	箇所	D29+D29	箇所	D32+D32	箇所	D35+D35	箇所	D38+D38	箇所	D41+D41	箇所	D51+D51	箇所	<p>削除</p>	<p>歩掛の廃止</p>
工 種	市場単価			圧 接 作 業																																		
	機	労	材																																			
ガス圧接工	○	○	○																																			
規 格 ・ 仕 様	単 位																																					
ガス圧接工 [手動(半自動) 自 動]	D19+D19	箇所																																				
	D22+D22	箇所																																				
	D25+D25	箇所																																				
	D29+D29	箇所																																				
	D32+D32	箇所																																				
	D35+D35	箇所																																				
	D38+D38	箇所																																				
	D41+D41	箇所																																				
	D51+D51	箇所																																				

土木工事標準積算基準書 一部改正 新旧対照表

工種	鉄筋工(ガス圧接工)
----	------------

改正理由	廃止	現 行	改 正	備 考																															
		<p>2-3 加算率・補正係数</p> <p>(1) 加算率・補正係数の適用基準</p> <p style="text-align: center;">表2.2 加算率・補正係数の適用基準</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>規格・仕様</th> <th>適用基準</th> <th>記号</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">加算率 施 工 規 模</td> <td>標準</td> <td>S₀</td> <td>全体数量</td> </tr> <tr> <td>1 工事の施工規模が、100箇所未満の場合は、対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。複数の規格・仕様を含む工事の施工規模の判定は、1 工事における全規格・全仕様の全体数量で判定する。</td> <td>S₁</td> <td>全体数量</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">補正係数 時 間 的 制 約 を 受 け る 場 合</td> <td>通常勤務すべき1日の作業時間(所定労働時間)を7時間以下4時間以上に制限する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。</td> <td>K₁</td> <td>対象数量</td> </tr> <tr> <td>通常勤務すべき時間(所定労働時間)帯を変更して、作業時間が夜間(20時～6時)にかかる場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。</td> <td>K₂</td> <td>対象数量</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 加算率・補正係数の数値</p> <p style="text-align: center;">表2.3 加算率・補正係数の数値</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>規格・仕様</th> <th>記号</th> <th>ガ ス 圧 接 工</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">加算率 施 工 規 模</td> <td>S₀</td> <td>100箇所以上 0%</td> </tr> <tr> <td>S₁</td> <td>100箇所未満 15%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">補正係数 時 間 的 制 約 を 受 け る 場 合</td> <td>K₁</td> <td>1.15</td> </tr> <tr> <td>K₂</td> <td>1.45</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 施工規模加算率(S₁)と時間的制約を受ける場合の補正(K₁)が重複する場合は、施工規模加算率のみを対象とする。</p> <p>2-4 直接工事費の算出 直接工事費=設計単価(注)×設計数量 (注) 設計単価=標準の市場単価×(1+S₀ or S₁/100)×(K₁×K₂)</p> <p>3. 適用にあたっての留意事項 市場単価の適用にあたっては、以下の点に留意すること。 (1) 普通鉄筋、異形鉄筋の区分はしない。 (2) 圧接作業に必要な施工器具(ホース、ポンプ、バーナー等)、圧接面の清掃費用を含む。 (3) 随意契約により調整をおこなう追加工事の取扱いは、現工事の施工規模を考慮せず、単独工事として数量を判定するものとする。</p>	規格・仕様	適用基準	記号	備考	加算率 施 工 規 模	標準	S ₀	全体数量	1 工事の施工規模が、100箇所未満の場合は、対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。複数の規格・仕様を含む工事の施工規模の判定は、1 工事における全規格・全仕様の全体数量で判定する。	S ₁	全体数量	補正係数 時 間 的 制 約 を 受 け る 場 合	通常勤務すべき1日の作業時間(所定労働時間)を7時間以下4時間以上に制限する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₁	対象数量	通常勤務すべき時間(所定労働時間)帯を変更して、作業時間が夜間(20時～6時)にかかる場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₂	対象数量	規格・仕様	記号	ガ ス 圧 接 工	加算率 施 工 規 模	S ₀	100箇所以上 0%	S ₁	100箇所未満 15%	補正係数 時 間 的 制 約 を 受 け る 場 合	K ₁	1.15	K ₂	1.45	<p>削除</p>	<p>歩掛の廃止</p>
規格・仕様	適用基準	記号	備考																																
加算率 施 工 規 模	標準	S ₀	全体数量																																
	1 工事の施工規模が、100箇所未満の場合は、対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。複数の規格・仕様を含む工事の施工規模の判定は、1 工事における全規格・全仕様の全体数量で判定する。	S ₁	全体数量																																
補正係数 時 間 的 制 約 を 受 け る 場 合	通常勤務すべき1日の作業時間(所定労働時間)を7時間以下4時間以上に制限する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₁	対象数量																																
	通常勤務すべき時間(所定労働時間)帯を変更して、作業時間が夜間(20時～6時)にかかる場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₂	対象数量																																
規格・仕様	記号	ガ ス 圧 接 工																																	
加算率 施 工 規 模	S ₀	100箇所以上 0%																																	
	S ₁	100箇所未満 15%																																	
補正係数 時 間 的 制 約 を 受 け る 場 合	K ₁	1.15																																	
	K ₂	1.45																																	

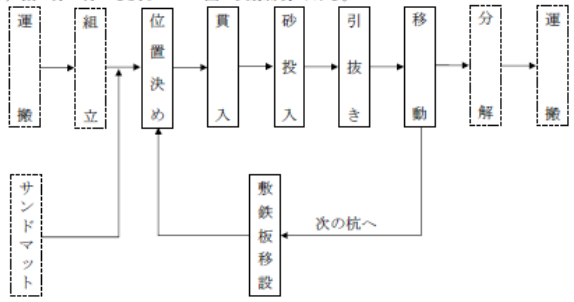
土木工事標準積算基準書 一部改正 新旧対照表

工種	鉄筋工(ガス圧接工)
----	------------

改正理由	廃止																																													
現 行	改 正	備 考																																												
<p>4. 施工単価入力基準表 ガス圧接工(手動・自動)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">施工歩掛コード</td> <td style="width: 15%;">SF205</td> <td style="width: 15%;">施工単位</td> <td style="width: 15%;">箇所</td> </tr> <tr> <td>施工区分</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">入 力 条 件</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">各 種</td> <td style="text-align: center;">J 1</td> <td style="text-align: center;">J 2</td> <td style="text-align: center;">J 3</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">規格・仕様 (表4.1)</td> <td style="text-align: center;">施工規模 ①100箇所以上(標準) ②100箇所未満</td> <td style="text-align: center;">時間的制約を受ける 場合の補正 ①有 ②無</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">夜間作業補正 ①有 ②無</td> </tr> </table> <p>(注) 1. 酸素, アセチレン等の材料費を含む。 2. J 2条件で②を選択した場合は, J 3条件は選択する必要はない。</p> <p style="text-align: center;">表4.1 規格・仕様</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">規格・仕様</th> <th style="width: 10%;">番号</th> <th style="width: 25%;">規格・仕様</th> <th style="width: 10%;">番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>D19+D19</td> <td style="text-align: center;">①</td> <td>D35+D35</td> <td style="text-align: center;">⑥</td> </tr> <tr> <td>D22+D22</td> <td style="text-align: center;">②</td> <td>D38+D38</td> <td style="text-align: center;">⑦</td> </tr> <tr> <td>D25+D25</td> <td style="text-align: center;">③</td> <td>D41+D41</td> <td style="text-align: center;">⑧</td> </tr> <tr> <td>D29+D29</td> <td style="text-align: center;">④</td> <td>D51+D51</td> <td style="text-align: center;">⑨</td> </tr> <tr> <td>D32+D32</td> <td style="text-align: center;">⑤</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施工歩掛コード	SF205	施工単位	箇所	施工区分	入 力 条 件			各 種	J 1	J 2	J 3	規格・仕様 (表4.1)	施工規模 ①100箇所以上(標準) ②100箇所未満	時間的制約を受ける 場合の補正 ①有 ②無				夜間作業補正 ①有 ②無	規格・仕様	番号	規格・仕様	番号	D19+D19	①	D35+D35	⑥	D22+D22	②	D38+D38	⑦	D25+D25	③	D41+D41	⑧	D29+D29	④	D51+D51	⑨	D32+D32	⑤			<p style="font-size: 2em;">→</p> <p style="font-size: 1.5em;">削除</p>	<p style="font-size: 1.2em;">歩掛の廃止</p>	
施工歩掛コード	SF205	施工単位	箇所																																											
施工区分	入 力 条 件																																													
各 種	J 1	J 2	J 3																																											
	規格・仕様 (表4.1)	施工規模 ①100箇所以上(標準) ②100箇所未満	時間的制約を受ける 場合の補正 ①有 ②無																																											
			夜間作業補正 ①有 ②無																																											
規格・仕様	番号	規格・仕様	番号																																											
D19+D19	①	D35+D35	⑥																																											
D22+D22	②	D38+D38	⑦																																											
D25+D25	③	D41+D41	⑧																																											
D29+D29	④	D51+D51	⑨																																											
D32+D32	⑤																																													

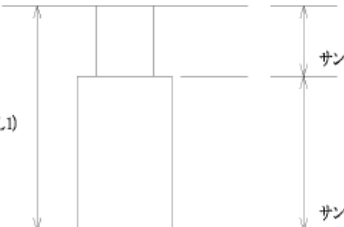
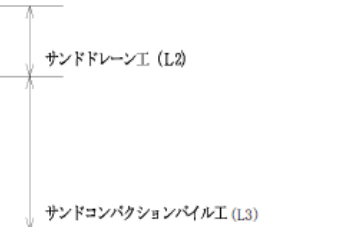
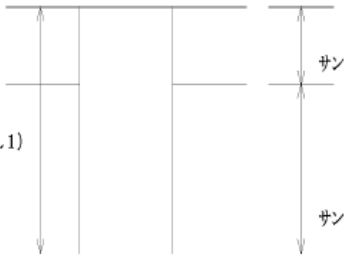
土木工事標準積算基準書 一部改正 新旧対照表

工種	軟弱地盤処理工
----	---------

改正理由	廃止															
現 行	改 正															
<p>⑪ 軟弱地盤処理工</p> <p>1. 適用範囲 本資料は、市場単価方式による、軟弱地盤処理工に適用する。</p> <p>1-1 市場単価が適用出来る範囲 (1) 粘土、シルト及び有機質土等の地盤を対象として行う軟弱地盤処理工のうちサンドドレーン工、サンドコンパクションパイル工及びこれらの工種の併用工に適用する。 (2) サンドドレーン工は杭径400mm及び500mm、サンドコンパクションパイル工はケーシングパイプ径400mm、杭径700mm程度で、いずれも敷鉄板の使用を標準とし、打設長は35m未満とする。</p> <p>1-2 市場単価が適用出来ない範囲 (1) 土木工事標準積算基準書等により別途積算するもの。 1) サンドマット工 2) サンドパイル打機の分解・組立及び運搬 (2) 特別調査等別途考慮するもの 1) 静的締固工法（オーガ方式による砂杭造成工法）。 2) 砂地盤を対象とする場合。 3) 離島および山間僻地等で、明らかに単価が異なると判断される地域の場合。 4) その他、規格・仕様等が適合せず市場単価が適用出来ない場合。</p> <p>2. 市場単価の設定 2-1 市場単価の構成と範囲 市場単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線部分である。</p> <table border="1" data-bbox="137 917 378 1120"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工 種</th> <th colspan="3">市場単価</th> </tr> <tr> <th>機</th> <th>労</th> <th>材</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>サンドドレーン工</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>サンドコンパクションパイル工</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>※</td> </tr> </tbody> </table>  <p>(注) 1. 敷鉄板の費用、敷鉄板の設置・撤去・移動、空気圧縮機、発動発電機等の費用を含む。 2. 材料費（砂、碎石）の費用は含まない。 3. ※については、施工単価入力基準（S6612、S6613、SF629）において加算することができる。</p>	工 種	市場単価			機	労	材	サンドドレーン工	○	○	※	サンドコンパクションパイル工	○	○	※	<p style="text-align: center;">削除</p> <p style="text-align: right;">歩掛の廃止</p>
工 種		市場単価														
	機	労	材													
サンドドレーン工	○	○	※													
サンドコンパクションパイル工	○	○	※													

土木工事標準積算基準書 一部改正 新旧対照表

工種	軟弱地盤処理工
----	---------

改正理由	廃止	現行	改正	備考											
	<p>2-2 市場単価の規格・仕様 軟弱地盤処理工の市場単価の規格・仕様区分は下表のとおりである。</p> <p style="text-align: center;">表2.1 規格・仕様区分</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>規 格 ・ 仕 様</th> <th>単 位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">サ ン ド ド レ ー ン 工</td> <td>打設長 10m未満</td> <td rowspan="6">m</td> </tr> <tr> <td>10m以上20m未満</td> </tr> <tr> <td>20m以上35m未満</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">サンドコンパクションパイル工</td> <td>打設長 10m未満</td> </tr> <tr> <td>10m以上20m未満</td> </tr> <tr> <td>20m以上35m未満</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 規格・仕様は、造成する砂杭1本当りの打設長を対象とする。 2. 併用工の場合は、区分毎の杭長 (L2・L3) で判断せず、造成する砂杭1本当りの打設長 (L1) を対象とする。(L1 < 35m)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>打設長 (L1)</p> <p>サンドドレーン工 (L2)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>サンドコンパクションパイル工 (L3)</p> </div> </div> <p>3. サンドマットがある場合、サンドマット (La) の厚みを含む長さ (L1 = La + Lb) とする。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>打設長 (L1)</p> <p>サンドマット厚さ (La)</p> <p>サンドコンパクションパイル工 (Lb)</p> </div> </div> <p>4. 1工事で規格・仕様が複数にわたる場合、それぞれの規格・仕様に応じた打設長を適用する。</p> <p style="text-align: center;">VI-2-⑪-2</p>	区 分	規 格 ・ 仕 様	単 位	サ ン ド ド レ ー ン 工	打設長 10m未満	m	10m以上20m未満	20m以上35m未満	サンドコンパクションパイル工	打設長 10m未満	10m以上20m未満	20m以上35m未満	<p style="text-align: center;">削 除</p>	<p style="text-align: center;">歩掛の廃止</p>
区 分	規 格 ・ 仕 様	単 位													
サ ン ド ド レ ー ン 工	打設長 10m未満	m													
	10m以上20m未満														
	20m以上35m未満														
サンドコンパクションパイル工	打設長 10m未満														
	10m以上20m未満														
	20m以上35m未満														

土木工事標準積算基準書 一部改正 新旧対照表

工種	軟弱地盤処理工
----	---------

改正理由	廃止	現 行	改 正	備 考																																															
		<p>2-3 加算率・補正係数</p> <p>(1) 加算率・補正係数の適用基準</p> <p style="text-align: center;">表2.2 加算率・補正係数の適用基準</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>適用基準</th> <th>記号</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">加算率</td> <td>施 工 規 模</td> <td>標準</td> <td>S₀</td> <td rowspan="2">全体数量</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1 工事の施工規模が標準より小さい場合は、対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。</td> <td>S₁</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">補正係数</td> <td>時間的制約を受ける場合</td> <td>通常勤務すべき1日の作業時間(所定労働時間)を7時間以下4時間以上に制限する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。</td> <td>K₁</td> <td rowspan="2">対象数量</td> </tr> <tr> <td>夜 間 作 業</td> <td>通常勤務すべき時間(所定労働時間)帯を変更して、作業時間が夜間(20時~6時)にかかる場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。</td> <td>K₂</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 加算率・補正係数の数値</p> <p style="text-align: center;">表2.3 加算率・補正係数の数値</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>記号</th> <th>サンドドレーン工</th> <th>サンドコンパクションパイル工</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">加 算 率</td> <td rowspan="2">施 工 規 模</td> <td>S₀</td> <td>(3,000m以上)</td> <td>0%</td> </tr> <tr> <td>S₁</td> <td>(3,000m未満)</td> <td>15%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">補 正 係 数</td> <td>時間的制約を受ける場合</td> <td>K₁</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">1.15</td> </tr> <tr> <td>夜 間 作 業</td> <td>K₂</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">1.05</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)1. 施工規模加算率(S₁)と時間的制約を受ける場合の補正係数(K₁)が重複する場合は施工規模加算率(S₁)のみを対象とする。 2. 併用工の施工規模は、区分(L2・L3)毎の総延長で判断せず、1工事における総延長(L1)の合計で判断する。(表2.1(注)2の図参照)</p> <p>2-4 直接工事費の算出 直接工事費=設計単価(注1)×設計数量+材料費(注2) (注)1. 設計単価=標準の市場単価×(1+S₀ or S₁/100)×(K₁×K₂) 2. 材料費は必要に応じて計上。</p> <p>3. 適用にあたっての留意事項 市場単価の適用にあたっては、以下の点に留意すること。 (1) 市場単価には材料費(砂、砕石)を含まない。材料費の計上は次による。 材料費=π/4×杭径²×(1+ロス率(注1))×工種別打設長(注2)×材料単価</p> <p style="text-align: center;">表3.1 砂のロス率</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">サ ン ド ド レ ー ン 工</td> <td style="text-align: center;">+0.26</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">サンドコンパクションパイル工</td> <td style="text-align: center;">+0.41</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)1. 砕石を使用する場合のロス率は別途考慮すること。 2. サンドマットの厚みも含む。</p> <p>(2) サンドパイル打機の分解・組立・運搬については、別途運搬費にて計上する。 (3) 随意契約による調整を行う追加工事の取扱いは、現工事の施工規模を考慮せず、単独工事として数量を判定する。</p>	区 分		適用基準	記号	備考	加算率	施 工 規 模	標準	S ₀	全体数量		1 工事の施工規模が標準より小さい場合は、対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。	S ₁	補正係数	時間的制約を受ける場合	通常勤務すべき1日の作業時間(所定労働時間)を7時間以下4時間以上に制限する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₁	対象数量	夜 間 作 業	通常勤務すべき時間(所定労働時間)帯を変更して、作業時間が夜間(20時~6時)にかかる場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₂	区 分		記号	サンドドレーン工	サンドコンパクションパイル工	加 算 率	施 工 規 模	S ₀	(3,000m以上)	0%	S ₁	(3,000m未満)	15%	補 正 係 数	時間的制約を受ける場合	K ₁	1.15		夜 間 作 業	K ₂	1.05		サ ン ド ド レ ー ン 工	+0.26	サンドコンパクションパイル工	+0.41	削除	歩掛の廃止
区 分		適用基準	記号	備考																																															
加算率	施 工 規 模	標準	S ₀	全体数量																																															
		1 工事の施工規模が標準より小さい場合は、対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。	S ₁																																																
補正係数	時間的制約を受ける場合	通常勤務すべき1日の作業時間(所定労働時間)を7時間以下4時間以上に制限する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₁	対象数量																																															
	夜 間 作 業	通常勤務すべき時間(所定労働時間)帯を変更して、作業時間が夜間(20時~6時)にかかる場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₂																																																
区 分		記号	サンドドレーン工	サンドコンパクションパイル工																																															
加 算 率	施 工 規 模	S ₀	(3,000m以上)	0%																																															
		S ₁	(3,000m未満)	15%																																															
補 正 係 数	時間的制約を受ける場合	K ₁	1.15																																																
	夜 間 作 業	K ₂	1.05																																																
サ ン ド ド レ ー ン 工	+0.26																																																		
サンドコンパクションパイル工	+0.41																																																		

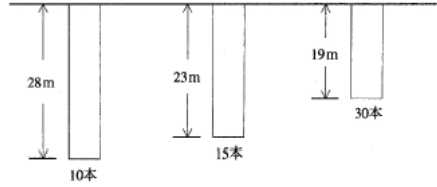
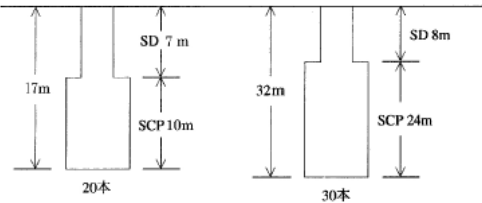
土木工事標準積算基準書 一部改正 新旧対照表

工種	軟弱地盤処理工
----	---------

改正理由	現 行	改 正	備 考																																																																														
	<p>4. 施工単価入力基準表</p> <p>(1) サンドドレーン工</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>施工歩掛コード</td> <td>S6612</td> <td>施工単位</td> <td>本</td> </tr> <tr> <td>施工区分</td> <td colspan="6">入 力 条 件</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">各 種</td> <td>J 1</td> <td>J 2</td> <td>J 3</td> <td>J 4</td> <td>J 5</td> <td>J 6</td> </tr> <tr> <td>規格・仕様 (表 4.1)</td> <td>打設長 (m/本) (実数入力)</td> <td>施工規模 ①3,000m以上 ②3,000m未満</td> <td>時間制約を 受ける場合 の補正 ①無 ②有</td> <td>夜間作業 の補正 ①無 ②有</td> <td>杭径 (m) (実数入力)</td> </tr> </table> <p>(注) 1. 砂単価【円/㎡】を単価入力すること。 2. J 3条件で②を選択した場合は、J 4条件は①で固定される。 3. サンドマットが必要な場合は、「第Ⅱ編第2章⑩-1 サンドマット工」により別途計上すること。</p> <p>(2) サンドコンパクションバイブル工</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>施工歩掛コード</td> <td>S6613</td> <td>施工単位</td> <td>本</td> </tr> <tr> <td>施工区分</td> <td colspan="6">入 力 条 件</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">各 種</td> <td>J 1</td> <td>J 2</td> <td>J 3</td> <td>J 4</td> <td>J 5</td> <td>J 6</td> </tr> <tr> <td>規格・仕様 (表 4.1)</td> <td>打設長 (m/本) (実数入力)</td> <td>施工規模 ①3,000m以上 ②3,000m未満</td> <td>時間制約を 受ける場合 の補正 ①無 ②有</td> <td>夜間作業 の補正 ①無 ②有</td> <td>杭径 (m) (実数入力)</td> </tr> </table> <p>(注) 1. 砂単価【円/㎡】を単価入力すること。 2. J 3条件で②を選択した場合は、J 4条件は①で固定される。 3. サンドマットが必要な場合は、「第Ⅱ編第2章⑩-1 サンドマット工」により別途計上すること。</p> <p>(3) サンドドレーン・サンドコンパクションバイブル併用工</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>施工歩掛コード</td> <td>SF629</td> <td>施工単位</td> <td>本</td> </tr> <tr> <td>施工区分</td> <td colspan="8">入 力 条 件</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">各 種</td> <td>J 1</td> <td>J 2</td> <td>J 3</td> <td>J 4</td> <td>J 5</td> <td>J 6</td> <td>J 7</td> <td>J 8</td> </tr> <tr> <td>規格・仕様 (表 4.1)</td> <td>打設長 (SD) (m/本) (実数入力)</td> <td>打設長 (SCP) (m/本) (実数入力)</td> <td>杭径 (SD) (m) (実数入力)</td> <td>杭径 (SCP) (m) (実数入力)</td> <td>施工規模 ①3,000m 以上 ②3,000m 未満</td> <td>時間制約を 受ける場合 の補正 ①無 ②有</td> <td>夜間作業 の補正 ①無 ②有</td> </tr> </table> <p>(注) 1. 砂単価【円/㎡】を単価入力すること。 2. J 6条件で②を選択した場合は、J 7条件は①で固定される。 3. サンドマットが必要な場合は、「第Ⅱ編第2章⑩-1 サンドマット工」により別途計上すること。</p> <p style="text-align: center;">→ 削除</p>	施工歩掛コード	S6612	施工単位	本	施工区分	入 力 条 件						各 種	J 1	J 2	J 3	J 4	J 5	J 6	規格・仕様 (表 4.1)	打設長 (m/本) (実数入力)	施工規模 ①3,000m以上 ②3,000m未満	時間制約を 受ける場合 の補正 ①無 ②有	夜間作業 の補正 ①無 ②有	杭径 (m) (実数入力)	施工歩掛コード	S6613	施工単位	本	施工区分	入 力 条 件						各 種	J 1	J 2	J 3	J 4	J 5	J 6	規格・仕様 (表 4.1)	打設長 (m/本) (実数入力)	施工規模 ①3,000m以上 ②3,000m未満	時間制約を 受ける場合 の補正 ①無 ②有	夜間作業 の補正 ①無 ②有	杭径 (m) (実数入力)	施工歩掛コード	SF629	施工単位	本	施工区分	入 力 条 件								各 種	J 1	J 2	J 3	J 4	J 5	J 6	J 7	J 8	規格・仕様 (表 4.1)	打設長 (SD) (m/本) (実数入力)	打設長 (SCP) (m/本) (実数入力)	杭径 (SD) (m) (実数入力)	杭径 (SCP) (m) (実数入力)	施工規模 ①3,000m 以上 ②3,000m 未満	時間制約を 受ける場合 の補正 ①無 ②有	夜間作業 の補正 ①無 ②有		歩掛の廃止
施工歩掛コード	S6612	施工単位	本																																																																														
施工区分	入 力 条 件																																																																																
各 種	J 1	J 2	J 3	J 4	J 5	J 6																																																																											
	規格・仕様 (表 4.1)	打設長 (m/本) (実数入力)	施工規模 ①3,000m以上 ②3,000m未満	時間制約を 受ける場合 の補正 ①無 ②有	夜間作業 の補正 ①無 ②有	杭径 (m) (実数入力)																																																																											
施工歩掛コード	S6613	施工単位	本																																																																														
施工区分	入 力 条 件																																																																																
各 種	J 1	J 2	J 3	J 4	J 5	J 6																																																																											
	規格・仕様 (表 4.1)	打設長 (m/本) (実数入力)	施工規模 ①3,000m以上 ②3,000m未満	時間制約を 受ける場合 の補正 ①無 ②有	夜間作業 の補正 ①無 ②有	杭径 (m) (実数入力)																																																																											
施工歩掛コード	SF629	施工単位	本																																																																														
施工区分	入 力 条 件																																																																																
各 種	J 1	J 2	J 3	J 4	J 5	J 6	J 7	J 8																																																																									
	規格・仕様 (表 4.1)	打設長 (SD) (m/本) (実数入力)	打設長 (SCP) (m/本) (実数入力)	杭径 (SD) (m) (実数入力)	杭径 (SCP) (m) (実数入力)	施工規模 ①3,000m 以上 ②3,000m 未満	時間制約を 受ける場合 の補正 ①無 ②有	夜間作業 の補正 ①無 ②有																																																																									
	<p>表 4.1 規格・仕様</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>規格・仕様</td> <td>番 号</td> </tr> <tr> <td>杭1本当り打設長 10m未満</td> <td>①</td> </tr> <tr> <td>10m以上 20m未満</td> <td>②</td> </tr> <tr> <td>20m以上 35m未満</td> <td>③</td> </tr> </table>	規格・仕様	番 号	杭1本当り打設長 10m未満	①	10m以上 20m未満	②	20m以上 35m未満	③																																																																								
規格・仕様	番 号																																																																																
杭1本当り打設長 10m未満	①																																																																																
10m以上 20m未満	②																																																																																
20m以上 35m未満	③																																																																																

土木工事標準積算基準書 一部改正 新旧対照表

工種	軟弱地盤処理工
----	---------

改正理由	現 行	改 正	備 考										
	<p>5. 参 考 資 料</p> <p>(1) 適用機種</p> <p>打設長（規格・仕様）毎の機種を選定は下表を標準とする。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>打 設 長</th> <th>機 種</th> <th>規 格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10m未満</td> <td rowspan="3">クローラ式 サ ン ド パイル打機</td> <td>リーダ式 75kW</td> </tr> <tr> <td>10m以上 20m未満</td> <td>リーダ長 30m (35～37 t 吊り)</td> </tr> <tr> <td>20m以上 35m未満</td> <td>リーダ式 120kW リーダ長 45m (40 t 吊り)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 運搬費については、上表を参考に別途計上する。 2. サンドドレーン、サンドコンパクションパイル、併用工についても使用機種は変わらない。</p> <p>(2) 積算例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一工事においてSCPで以下の砂杭を造成した場合 <div style="text-align: center;">  </div> <p style="text-align: center;"> $(SCP \cdot 20m以上 35m未満の単価) \times 28m \times 10 \text{ 本} + (SCP \cdot 20m以上 35m未満の単価) \times 23m \times 15 \text{ 本} + (SCP \cdot 10m以上 20m未満の単価) \times 19m \times 30 \text{ 本}$ </p> <ul style="list-style-type: none"> ・一工事においてSDとSCPの併用工で以下の砂杭を造成した場合 <div style="text-align: center;">  </div> <p style="text-align: center;"> $((SCP \cdot 10m以上 20m未満の単価) \times 10m + (SD \cdot 10m以上 20m未満の単価) \times 7m) \times 20 \text{ 本} + ((SCP \cdot 20m以上 35m未満の単価) \times 24m + (SD \cdot 20m以上 35m未満の単価) \times 8m) \times 30 \text{ 本}$ </p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>〔凡例〕</p> <p>SD：サンドドレーン工</p> <p>SCP：サンドコンパクションパイル工</p> </div>	打 設 長	機 種	規 格	10m未満	クローラ式 サ ン ド パイル打機	リーダ式 75kW	10m以上 20m未満	リーダ長 30m (35～37 t 吊り)	20m以上 35m未満	リーダ式 120kW リーダ長 45m (40 t 吊り)	<p>削除</p>	<p>歩掛の廃止</p>
打 設 長	機 種	規 格											
10m未満	クローラ式 サ ン ド パイル打機	リーダ式 75kW											
10m以上 20m未満		リーダ長 30m (35～37 t 吊り)											
20m以上 35m未満		リーダ式 120kW リーダ長 45m (40 t 吊り)											